

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券報告書
- 【提出先】 関東財務局長殿
- 【提出日】 平成24年12月12日提出
- 【計算期間】 第5特定期間（自平成24年3月16日至平成24年9月18日）（注1）
第5期（自平成24年3月16日至平成24年9月18日）（注2）
- 【ファンド名】
- ・世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）
 - ・世界投資適格債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）
 - ・世界投資適格債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）
 - ・世界投資適格債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）
 - ・世界投資適格債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）
 - ・世界投資適格債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）
 - ・世界投資適格債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）

以上を総称して「世界投資適格債オープン（通貨選択型）」または「ファンド」ということがあります。また、各々を「各ファンド」ということがあります。

なお、各ファンドについて、以下のとおり読替えることがあります。

	ファンド名	略称
世界投資適格債 オープン (通貨選択型)	円コース（毎月決算型）	円コース
	米ドルコース（毎月決算型）	米ドルコース
	豪ドルコース（毎月決算型）	豪ドルコース
	ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	ブラジル・リアルコース
	中国元コース（毎月決算型）	中国元コース
	インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	インドネシア・ルピアコース
	マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	マネー・プール・ファンド

また、「円コース」、「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジル・リアルコース」、「中国元コース」、「インドネシア・ルピアコース」の各々を「各通貨コース」ということがあります。

- 【発行者名】 国際投信投資顧問株式会社
- 【代表者の役職氏名】 取締役社長 吉松 文雄
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
- 【事務連絡者氏名】 井口 文雄
- 【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ
- 【電話番号】 03(5221)6110
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注1）「円コース」、「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジル・リアルコース」、「中国元コース」、「インドネシア・ルピアコース」についての計算期間です。

（注2）「マネー・プール・ファンド」についての計算期間です。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

<各通貨コース>

ファンド・オブ・ファンズ方式*により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

* ファンド・オブ・ファンズ方式（以下「FOF方式」ということがあります。）とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

<マネー・プール・ファンド >

ファミリーファンド方式*により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

* ファミリーファンド方式（以下「FF方式」ということがあります。）とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

マネー・プール・ファンド においては、マネー・プール マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）に投資を行います。

信託金の限度額

円コース	上限2,000億円
米ドルコース	上限2,000億円
豪ドルコース	上限2,000億円
ブラジル・リアルコース	上限2,000億円
中国元コース	上限2,000億円
インドネシア・ルピアコース	上限1,000億円
マネー・プール・ファンド	上限2,000億円

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

< マネー・プール・ファンド >

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

< 円コース >

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	(日本除く)		
	年4回	日本	ファミリーファン ド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	北米		(フルヘッ ジ)
	年12回(毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産		中南米		
(投資信託証券)		アフリカ		
(債券 一般) ¹		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

<米ドルコース>、<豪ドルコース>、<ブラジル・リアルコース>、<中国元コース>、<インドネシア・ルピアコース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり		
	年2回	(日本除く)				
	年4回	日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	北米				
	年12回(毎月)	欧州				
	日々	アジア				
不動産投信	その他	オセアニア			ファンド・オブ・	なし
その他資産		中南米			ファンズ	
(投資信託証券)		アフリカ				
(債券 一般) ¹		中近東(中東)				
資産複合		エマージング				

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

<マネー・プール・ファンド >

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米		ファンド・オブ・ファンズ
その他資産		アフリカ		
(投資信託証券)		中近東(中東)		
(債券 一般) ²		エマージング		
資産複合				

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	1 投資信託証券を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 2 投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 *一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本除く)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 ^{*4} 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジ ^{*5} を行う旨の記載があるものうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジ ^{*5} を行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 4 社団法人投資信託協会が定める規則です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載してあります。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）より確認してください。

ファンドの特色

世界投資適格債オープン(通貨選択型)は、為替ヘッジの対象通貨が異なる6つのコースとマネー・プール・ファンドⅡの計7本のファンドから構成されています。



◆上記7本の各ファンド間でスイッチング*が可能です。

*スイッチングとは、各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。スイッチングの際の購入手数料は販売会社が定めるものとします。また、換金した場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

◆マネー・プール・ファンドⅡの購入の申込みは、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。

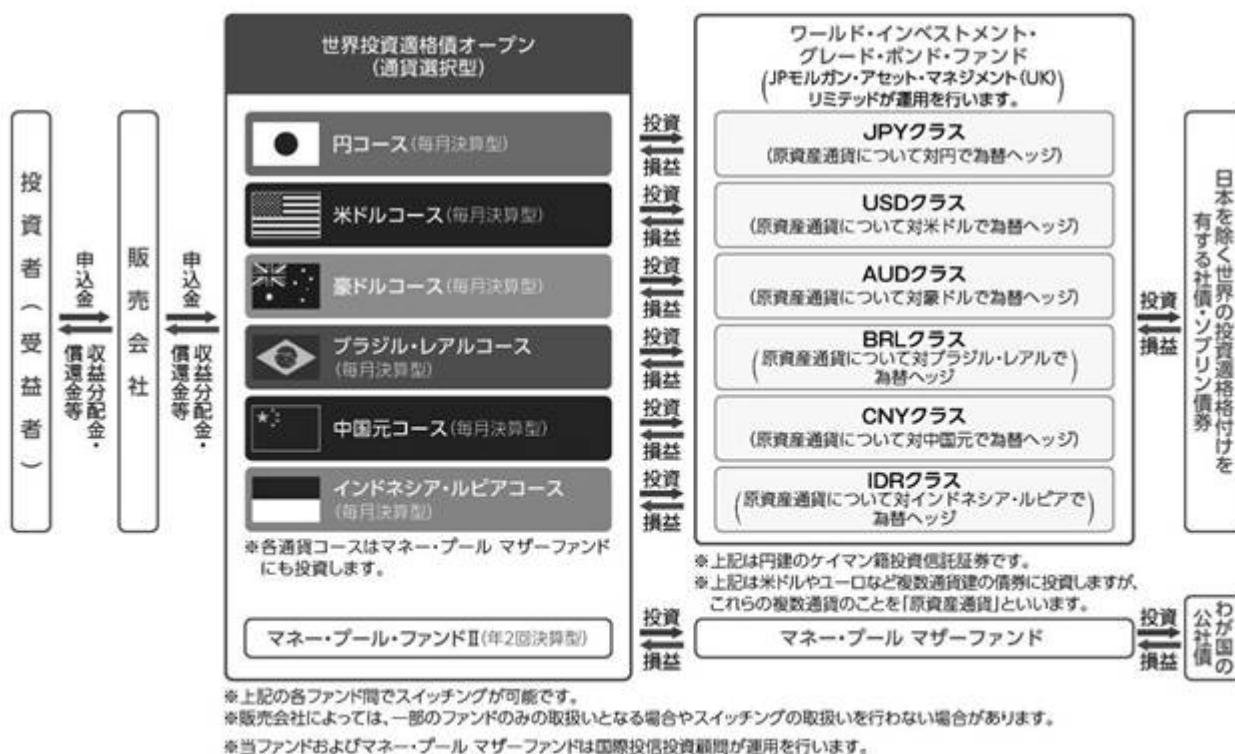
■ファンドのしくみ

◆各通貨コース：ファンド・オブ・ファンズ方式*1により運用を行います。

*1 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◆マネー・プール・ファンドⅡ：ファミリーファンド方式*2により運用を行います。

*2 ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



各通貨コースの特色

特色

1 各通貨コースは、日本を除く世界の投資適格格付けを有する社債とソブリン債券に投資します。

- ◆各通貨コースは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド*¹（以下「WIGBF」ということがあります。）への投資を通じて、主として日本を除く*²世界の投資適格格付け（BBB格相当以上）を有する社債とソブリン債券*³に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

*¹ WIGBFは、円建のケイマン籍投資信託証券で、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用を行います。

*² 日本国内で発行されるものおよび海外で発行される円建のものを除きます。なお、各通貨コースは日本企業が海外において外貨建て発行する社債へ投資することがあります。

*³ 当ファンドにおいて、ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建て・外国通貨建てがあります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

- ◆各通貨コースが投資を行うWIGBFにおいては、米ドルやユーロなど複数通貨（以下「原資産通貨」ということがあります。）建の債券に投資しますが、各通貨コースの対象通貨で為替ヘッジを行います。為替ヘッジには、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)*等を活用することがあります。

※円コースが投資を行うJPYクラスは、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

* 直物為替先渡取引(NDF)の説明は、後記「直物為替先渡取引(NDF)について」をご参照ください。

特色

2 各通貨コースは、安定したインカムゲインの確保と、債券の値上がり益および為替差益の獲得を目指します。

各通貨コースの収益の源泉

- ◆各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素

1 日本を除く世界の投資適格格付けを有する社債とソブリン債券への投資

日本を除く世界の投資適格格付け（BBB格相当以上）を有する社債とソブリン債券を実質的な主要投資対象とすることで、信用リスクの低減を図り、安定したインカムゲインの確保と債券の値上がり益の獲得を目指します。

要素

2 原資産通貨と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替ヘッジプレミアム」

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利と比較して高い場合には、「為替ヘッジプレミアム」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利と比較して低い場合には、「為替ヘッジコスト」が生じます。

要素

3 対象通貨の為替変動

選択した各通貨コース（円コースを除く）の対象通貨が対円で上昇（円安）した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落（円高）した場合には、為替差損が生じます。

要素1

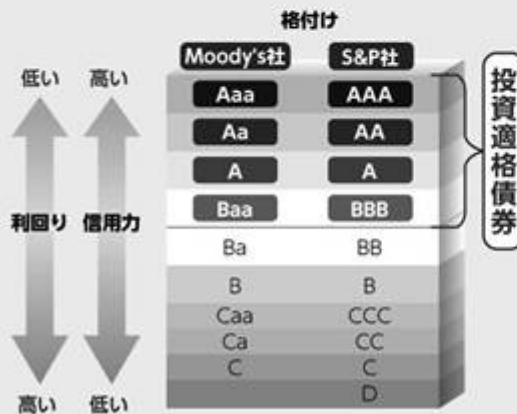
日本を除く世界の投資適格格付けを有する社債とソブリン債券への投資

WIGBFを通じて日本を除く世界の投資適格格付け(BBB格相当以上)を有する社債とソブリン債券を実質的な主要投資対象とすることで、信用リスクの低減を図り、安定したインカムゲインの確保と債券の値上がり益の獲得を目指します。

◆ WIGBFの主な運用方針

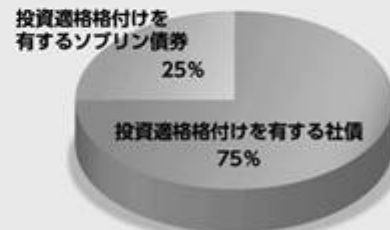
- 基本投資比率は、社債75%程度、ソブリン債券25%程度です。
(投資環境、流動性などを勘案し、±25%の範囲で投資比率の変更を行うことがあります。)
- 個別銘柄の投資にあたっては、取得時においてS&P社またはMoody's社による格付け(両社の格付けが異なる場合は高い方の格付け)が、原則としてBBB格相当以上とします。
- 格下げによりBBB格未満となった場合は、原則として1ヵ月以内に売却します。

■ 格付けと信用力のイメージ



■ 投資対象について

日本を除く世界の投資適格格付けを有する社債とソブリン債券に実質的な投資を行います。



基本投資比率のイメージ

- ※ 投資対象、流動性などを勘案し、±25%の範囲で投資比率の変更を行うことがあります。
- ※ 上記はあくまでもイメージであり、実際の投資比率とは異なる場合があります。

要素2

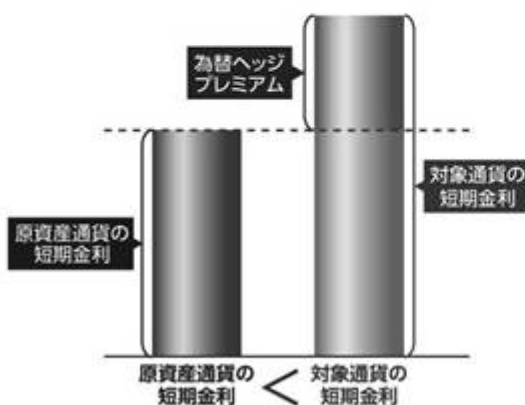
原資産通貨と各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替ヘッジプレミアム」

各通貨コースの対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利と比較して高い場合には、「為替ヘッジプレミアム」の獲得が期待できます。

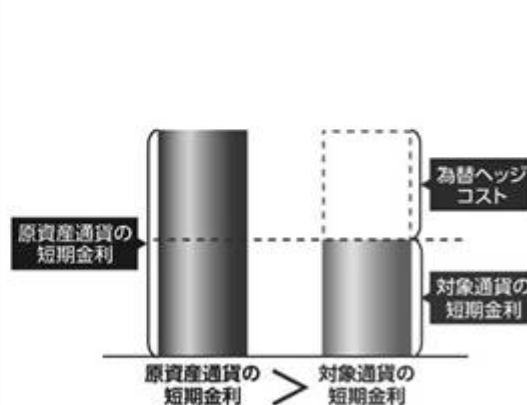
※ 対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利と比較して低い場合には、「為替ヘッジコスト」が生じます。

※ 当ファンドにおいて、原資産通貨の短期金利とは、投資している原資産の複数通貨の短期金利をその組入比率により加重平均したものとなります。

為替ヘッジプレミアムを獲得する例



為替ヘッジコストが発生する例



※ 上記の図は為替ヘッジプレミアム、為替ヘッジコストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

要素3

対象通貨の為替変動

選択した各通貨コース（円コースを除く）の対象通貨が対円で上昇（円安）した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落（円高）した場合には、為替差損が生じます。

◆各通貨コースの対象通貨の為替変動により以下のような影響を受けます。

各通貨コース	為替変動の影響	
	下落 ←	基準価額 → 上昇
● 円コース	原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。	
🇺🇸 米ドルコース	米ドル安 ←	円に対して → 米ドル高
🇯🇵 豪ドルコース	豪ドル安 ←	円に対して → 豪ドル高
🇧🇷 ブラジル・リアルコース	ブラジル・リアル安 ←	円に対して → ブラジル・リアル高
🇨🇳 中国元コース	中国元安 ←	円に対して → 中国元高
🇮🇩 インドネシア・ルピアコース	インドネシア・ルピア安 ←	円に対して → インドネシア・ルピア高

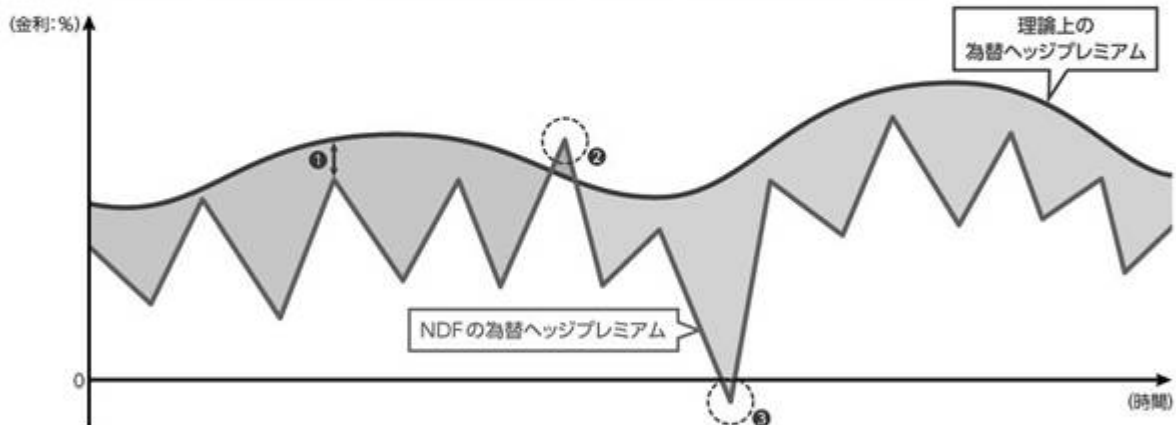
直物為替先渡取引(NDF)について

外国為替先渡取引の一種であり、対象通貨を用いた受渡しを行わずに、主に米ドルなど主要通貨による差金決済を相対で行う取引です。

・為替ヘッジを行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に為替予約取引を行えないことがあり、NDFを活用する場合があります。

・NDFは、通常の為替予約取引とは異なり、当局による規制などにより裁定が働かない場合があります。そのため、需給や当該通貨に対する期待等により、NDFの為替ヘッジプレミアムが取引時点における理論上の為替ヘッジプレミアムから大きく乖離する場合があります。その場合、理論上の為替ヘッジプレミアムから減少^①（増加^②）することや為替ヘッジコストの発生^③となる場合があります。

■ NDFの為替ヘッジプレミアムと理論上の為替ヘッジプレミアムとの乖離イメージ



※上記は、理論上の為替ヘッジプレミアムがある場合のイメージであり、すべての事象があてはまるものではありません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

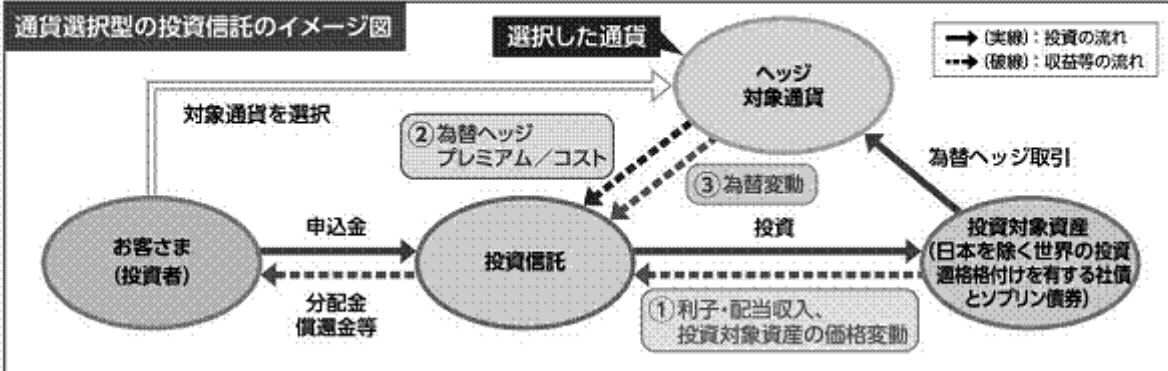
※上記の要因以外でも、原資産通貨の短期金利が上昇した場合もしくは対象通貨の短期金利が低下した場合等には、為替ヘッジプレミアムが減少したり、為替ヘッジコストが生じることがあります。

※上記は、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場に関する説明の一部であり、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

通貨選択型ファンドの収益／損失に関する説明

◆通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替ヘッジの対象となる通貨を選択することができるよう設計された投資信託です。



※上記イメージ図は、通貨選択型の投資信託の仕組みを分かり易く表したものであり、実際には、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前記「ファンドのしくみ(各通貨コース)」をご参照ください。

◆通貨選択型の投資信託の収益の源泉としては、以下の3つの要素が挙げられます。

1. 投資対象資産による収益(上図①部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

2. 為替ヘッジプレミアムによる収益(上図②部分)

- ・為替ヘッジ取引により、「選択した通貨」(コース)の短期金利が、原資産通貨の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替ヘッジプレミアム」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」(コース)の短期金利のほうが低い場合には、「為替ヘッジコスト」が生じます。
- ※当ファンドにおいて、原資産通貨の短期金利とは、投資している原資産の複数通貨の短期金利をその組入比率により加重平均したものととなります。
- ※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

3. 為替変動による収益(上図③部分)

- ・「選択した通貨」(円を除く。以下同じ)で為替ヘッジ取引を行った結果、上図③の部分については、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が生じます。

◆これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

収益の源泉	=	① 利子・配当収入、投資対象資産(日本を除く世界の投資適格格付けを有する社債とソブリン債券)の価格変動	+	② 為替ヘッジプレミアム / 為替ヘッジコスト	+	③ 為替差益 / 為替差損
収益を得られるケース		●投資対象資産の市況の好転(金利の低下等) 投資対象資産(債券等)の価格の上昇		●ヘッジ対象通貨の短期金利が原資産通貨の短期金利を上回る 為替ヘッジプレミアムの発生		●ヘッジ対象通貨が対円で上昇(円安) 為替差益を得る
損失やコストが発生するケース		●投資対象資産の市況の悪化(金利の上昇、発行体の信用状況の悪化等) 投資対象資産(債券等)の価格の下落		●ヘッジ対象通貨の短期金利が原資産通貨の短期金利を下回る 為替ヘッジコストの発生		●ヘッジ対象通貨が対円で下落(円高) 為替差損が生じる

(注) 為替ヘッジを行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に外国為替予約取引を行えないことがあり、直物為替先渡取引(NDF)を活用する場合があります。直物為替先渡取引(NDF)を用いて為替ヘッジを行う場合、為替ヘッジプレミアム/コストは、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

※上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

特色3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

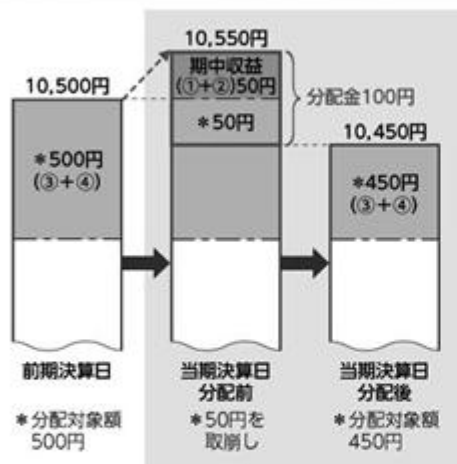


◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

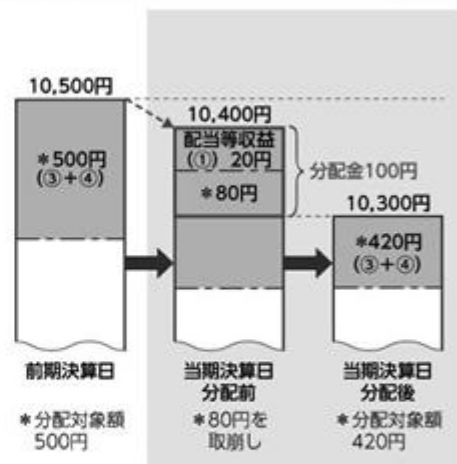
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合(イメージ)



前期決算日から基準価額が下落した場合(イメージ)



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分: ①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
 期中収益に該当しない部分: ③分配準備積立金 ④収益調整金

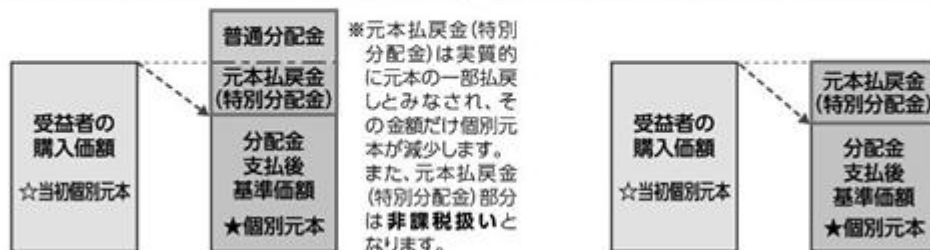
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額（個別元本）によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

マネー・プール・ファンドⅡの特色

特色1 わが国の公社債へ投資を行います。

- ① わが国の公社債を中心に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。
- ② 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。
- ③ わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。
 - (ア) A-2格相当以上の短期信用格付
 - (イ) A格相当以上の長期信用格付
 - (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの
 なお、組入れにあたっては、次の範囲内とします。
 - ・純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を上限とします。
 - ・2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社がこれらと同等の信用度を有すると判断した有価証券についてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を上限とします。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

特色2 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎年3月15日および9月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。）

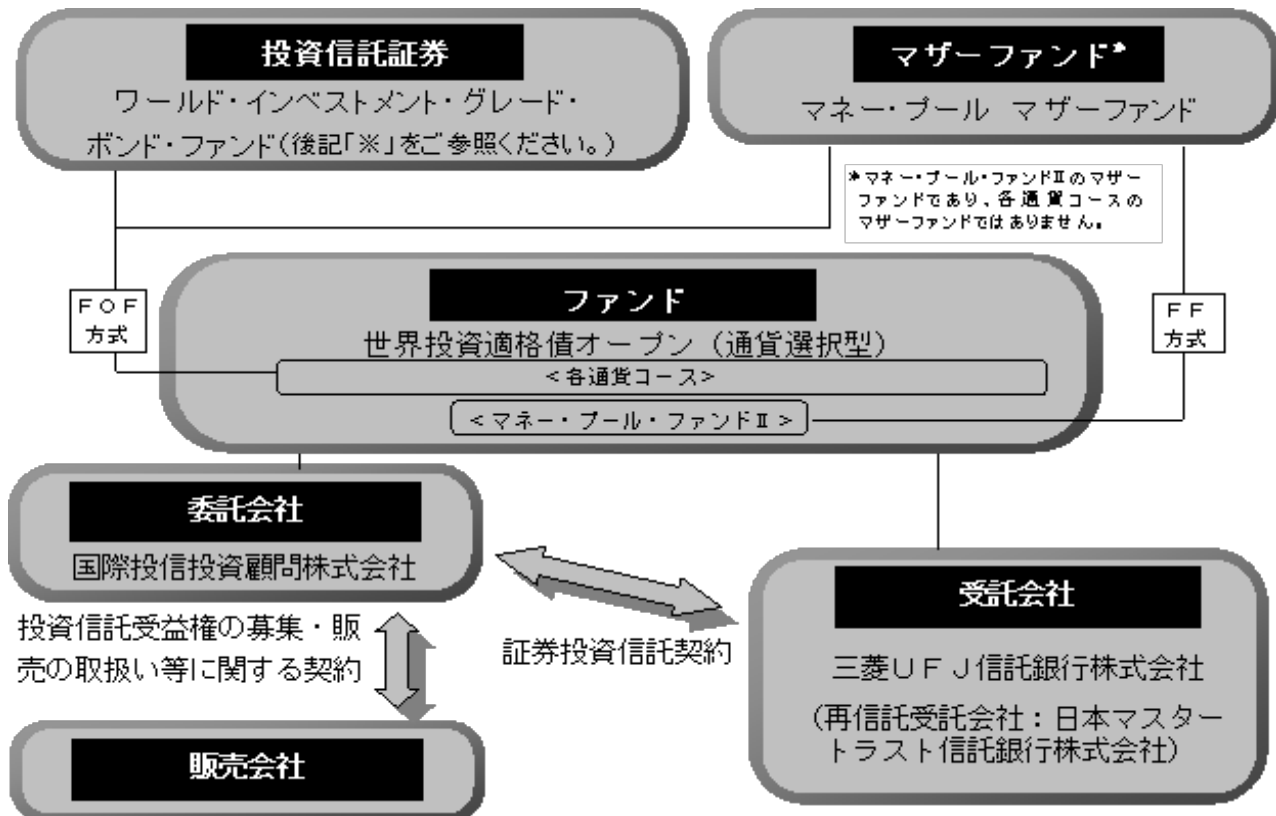
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年4月16日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

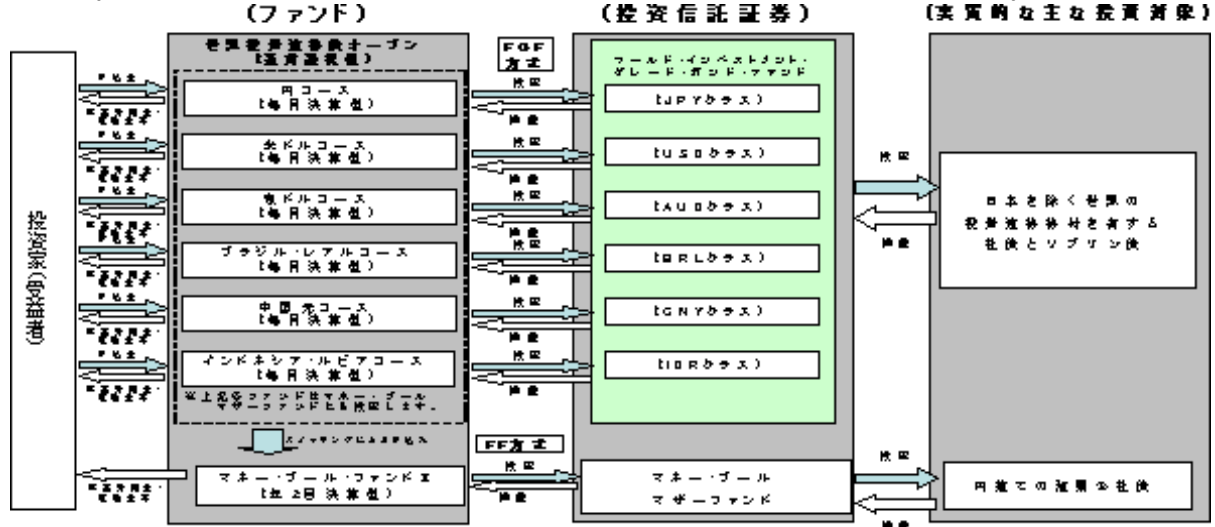
ファンドの仕組み



世界投資適格債オープン（通貨選択型）の各通貨コースが投資する「ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド
円コース	J P Yクラス
米ドルコース	U S Dクラス
豪ドルコース	A U Dクラス
ブラジル・リアルコース	B R Lクラス
中国元コース	C N Yクラス
インドネシア・ルピアコース	I D Rクラス

(ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式について)



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- c. 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金（平成24年9月末現在）
26億8千万円
- b. 沿革
昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立
昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立
平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更
- c. 大株主の状況（平成24年9月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	899株	6.91%

- d. 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。	ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
<p>a. 円建の外国投資信託であるワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド（後記「 1 」をご参照ください。）の受益証券への投資を通じ、米ドルやユーロなど複数通貨（以下、「原資産通貨」ということがあります。）建の日本を除く世界の投資適格格付けを有する公社債を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として為替ヘッジを行います。（為替ヘッジの内容については後記「 2 」をご参照ください。）</p> <p>また、マネー・プール マザーファンド受益証券へも投資を行います。</p> <p>b. 実質的な投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>a. マネー・プール マザーファンドを通じて、わが国の公社債を中心に実質投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。</p> <p>b. わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への実質投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。</p> <p>(ア) A-2格相当以上の短期信用格付 (イ) A格相当以上の長期信用格付 (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したものの</p> <p>c. 実質投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。</p> <p>d. 実質投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>e. 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。</p>

1 各通貨コースが投資する「ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	ワールド・インベストメント・グレード・ ボンド・ファンド
円コース	J P Yクラス
米ドルコース	U S Dクラス
豪ドルコース	A U Dクラス
ブラジル・リアルコース	B R Lクラス
中国元コース	C N Yクラス
インドネシア・ルピアコース	I D Rクラス

2 為替ヘッジの内容は以下の通りとなります。

各通貨コース	為替ヘッジの内容
円コース	原資産通貨の売り、円の買い
米ドルコース	原資産通貨の売り、米ドルの買い
豪ドルコース	原資産通貨の売り、豪ドルの買い
ブラジル・リアルコース	原資産通貨の売り、ブラジル・リアルの買い
中国元コース	原資産通貨の売り、中国元の買い
インドネシア・ルピアコース	原資産通貨の売り、インドネシア・ルピアの買い

3 各通貨コースの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、「ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

運用の形態等

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。	ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

<各通貨コース>

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

各通貨コースにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(前記(1)投資方針「1」をご参照ください。)受益証券のほか、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

- b . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - c . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a . および b . の証券または証書の性質を有するもの
 - d . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - a . の証券および c . の証券または証書のうち a . の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとしします。
- なお、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の a . から d . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各通貨コースが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(JPYクラス) (以下当概要において「JPYクラス」といいます。) ・ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(USDクラス) (以下当概要において「USDクラス」といいます。) ・ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(AUDクラス) (以下当概要において「AUDクラス」といいます。) ・ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(BRLクラス) (以下当概要において「BRLクラス」といいます。) ・ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(CNYクラス) (以下当概要において「CNYクラス」といいます。) ・ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(IDRクラス) (以下当概要において「IDRクラス」といいます。)
形態等	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建
目的及び基本的性格	<p>日本を除く^{*1}世界の投資適格格付け(BBB格相当以上)を有する社債とソブリン債券^{*2}を中心に投資を行います。</p> <p>*1 日本国内で発行されるものおよび海外で発行される円建のものを除きます。なお、当ファンドは日本企業が海外において外貨建で発行する社債へ投資することがあります。</p> <p>*2 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。</p>
投資の基本方針	日本を除く世界の投資適格格付け(BBB格相当以上)を有する社債とソブリン債券を中心に投資を行います。また、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用します。
運用方針	<p>1. 日本を除く世界の投資適格格付け(BBB格相当以上)を有する社債とソブリン債券を中心に投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別銘柄の投資にあたっては、取得時において、S&P社またはMoody's社による格付け(両社の格付けが異なる場合は高い方の格付け)が、原則としてBBB格相当以上とします。 ・ 社債への投資割合は、原則として、当ファンドの純資産総額の75%±25%の範囲内とします。 ・ ソブリン債券への投資割合は、原則として、当ファンドの純資産総額の25%±25%の範囲内とします。 ・ 格下げによりBBB格未満となった場合は、原則として、1ヵ月以内に売却します。 ・ デュレーション、イールドカーブ、市場のボラティリティをヘッジする目的において、デリバティブを利用することがあります。 <p>2. 当ファンドにおいて、米ドルやユーロなど複数通貨建の資産に投資しますが、原則として以下の為替ヘッジを行います。</p> <p>(1) 米ドル以外の通貨建の資産に関しては、対米ドルで為替ヘッジします。</p> <p>(2) 米ドル建資産および(1)で為替ヘッジした実質米ドル建資産に対して、原則として、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用し以下の為替ヘッジを行います。</p>

投資先ファンド	為替予約取引等
J P Yクラス	原則として、米ドル建資産および実質米ドル建資産を対円で為替ヘッジを行います。
A U Dクラス	原則として、米ドル建資産および実質米ドル建資産を対豪ドルで為替ヘッジを行います。
B R Lクラス	原則として、米ドル建資産および実質米ドル建資産を対ブラジル・リアルで為替ヘッジを行います。
C N Yクラス	原則として、米ドル建資産および実質米ドル建資産を対中国元で為替ヘッジを行います。
I D Rクラス	原則として、米ドル建資産および実質米ドル建資産を対インドネシア・ルピアで為替ヘッジを行います。
<p>3. 投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>	
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド (JPMorgan Asset Management(UK)Limited)
信託期限	無期限
設定日	2010年4月16日
会計年度	毎年12月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.49%程度 なお、上記の信託報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、当ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等は当ファンドの信託財産から支弁されます。
申込手数料	ありません。

「JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド」について

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(以下、「JPMAMUK」)(所在地:英国ロンドン)は、1974年2月に英国において設立された運用会社であり、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門である「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに所属しています。JPMAMUKは、グローバルに展開する「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
投資の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資態度	<p>わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。</p> <p>(ア) A - 2 格相当以上の短期信用格付 (イ) A 格相当以上の長期信用格付 (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの</p> <p>投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとし、</p> <p>投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。</p>
実質的な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	平成21年9月29日
決算日	1月14日および7月14日
主な関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社：国際投信投資顧問株式会社 ・ 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

<マネー・プール・ファンド >

マネー・プール マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

マネー・プール・ファンド において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 有価証券
- デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5) 信託約款に定める投資制限の<マネー・プール・ファンド > ないし に定めるものに限ります。）に係る権利
- 約束手形
- 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証

券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- a. 転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - h. コマーシャル・ペーパー
 - i. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から h. の証券または証書の性質を有するもの
 - j. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - l. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - m. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - n. 外国の者に対する権利でm. の有価証券の性質を有するもの
- なお、a. の証券および証書、i. の証券または証書のうちa. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券およびi. の証券または証書のうちb. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 のa. から f. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

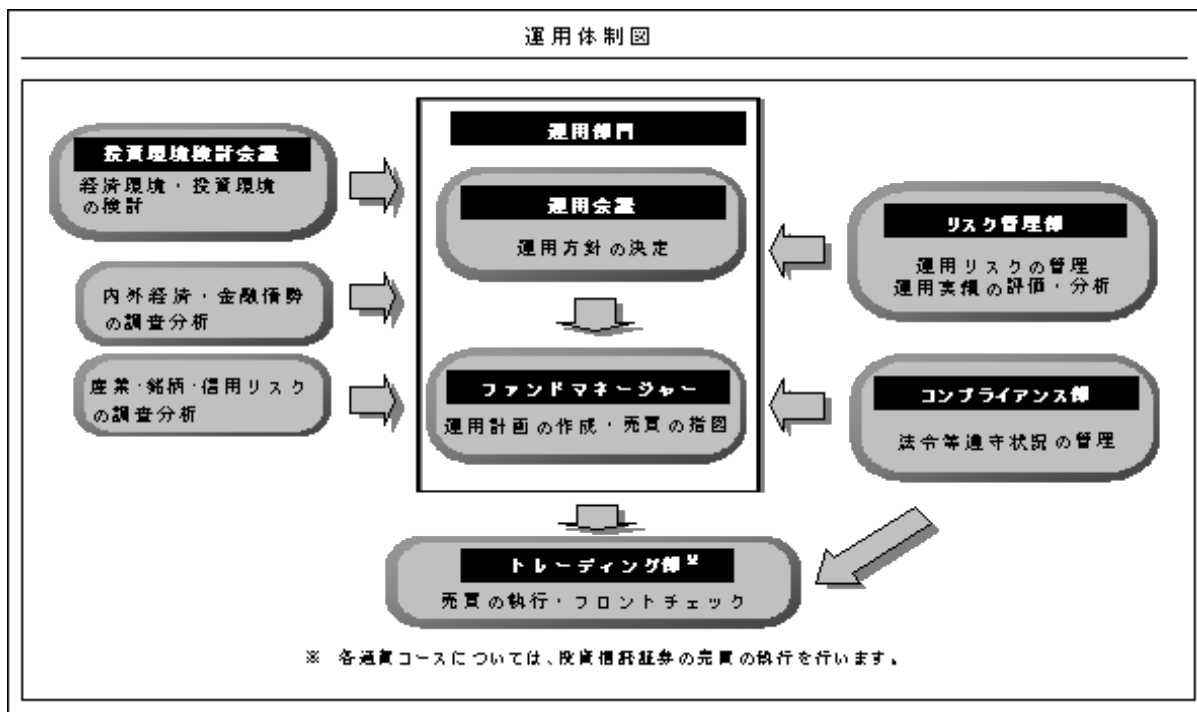
- a. 先物取引等
- b. スワップ取引

(3) 【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成24年9月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



参考

- ・各通貨コースの運用は、運用部門の外部委託運用部が担当し、ファンドマネージャー 3 名で運用を行います。
- ・マネー・プール・ファンド の運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー 3 名で運用を行います。
- ・その他のトレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年 1 回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
毎月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。 ただし、第1期の決算日は平成22年7月15日とします。	毎年3月15日および9月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。
a．分配対象収益額の範囲 経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。	
b．分配対象収益についての分配方針 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）	
c．留保益の運用方針 留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。	

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。	

<p>(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。</p>	<p>(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。</p>
<p>(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。</p>	
<p>b . 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。</p>	

当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

<各通貨コース>

投資信託証券等への投資

投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限は設けません。

公社債の借入れ

a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b . 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d . 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代

金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< マネー・プール・ファンド >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

株式への投資制限

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は行いません。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産

が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とし

て、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みません。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

マネー・プール マザーファンド
- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。

わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。

(ア) A - 2 格相当以上の短期信用格付

(イ) A 格相当以上の長期信用格付

(ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したものの

投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとし、

投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託者が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

3. 投資制限

(1) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(2) 外貨建資産への投資は行いません。

(3) 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲内で行います。

(4) スワップ取引は、約款第18条の範囲内で行います。

以上

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

各通貨コースのリスク

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

a. 為替変動リスク

<円コース>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

<各通貨コース（円コースを除く）>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として各通貨コースの対象通貨で為替ヘッジを行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。また、各通貨コースの対象通貨の金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

b. 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。各通貨コースは、米ドルやユーロなど複数通貨建の債券に投資を行うため、それら各国の金利の変動の影響を受けます。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション*が長いほど大きくなります。

* デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなります。

c. 信用リスク

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならぬケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

e. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済

不履行リスクが伴います。

f. その他の主な留意点

- (a) 各通貨コースでは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- (b) 収益分配金に関する留意点
 - ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
 - ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
 - ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- (c) 各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合または各通貨コースの受益権の総口数を合計した口数が60億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- (d) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- (e) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はいえぬものとし、また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

マネー・プール・ファンド およびマネー・プール マザーファンドのリスク

基準価額は、組入有価証券等の値動き等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。
したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

a. 金利変動リスク

主要投資対象である公社債の価格は、一般的に金利が上昇（低下）した場合には下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。

b. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

c. 市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により市況全体が下落した場合には、その影響を受けることがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

e. 資金流出による基準価額変動リスク

ファンドからの資金流出の影響により、基準価額が変動することがあります。

f. ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

g. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、スワップ取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

h. その他の主な留意点

（a）各通貨コースが全て償還することとなる場合には、マネー・プール・ファンド は繰上償還されます。

（b）収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（c）法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

（d）信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

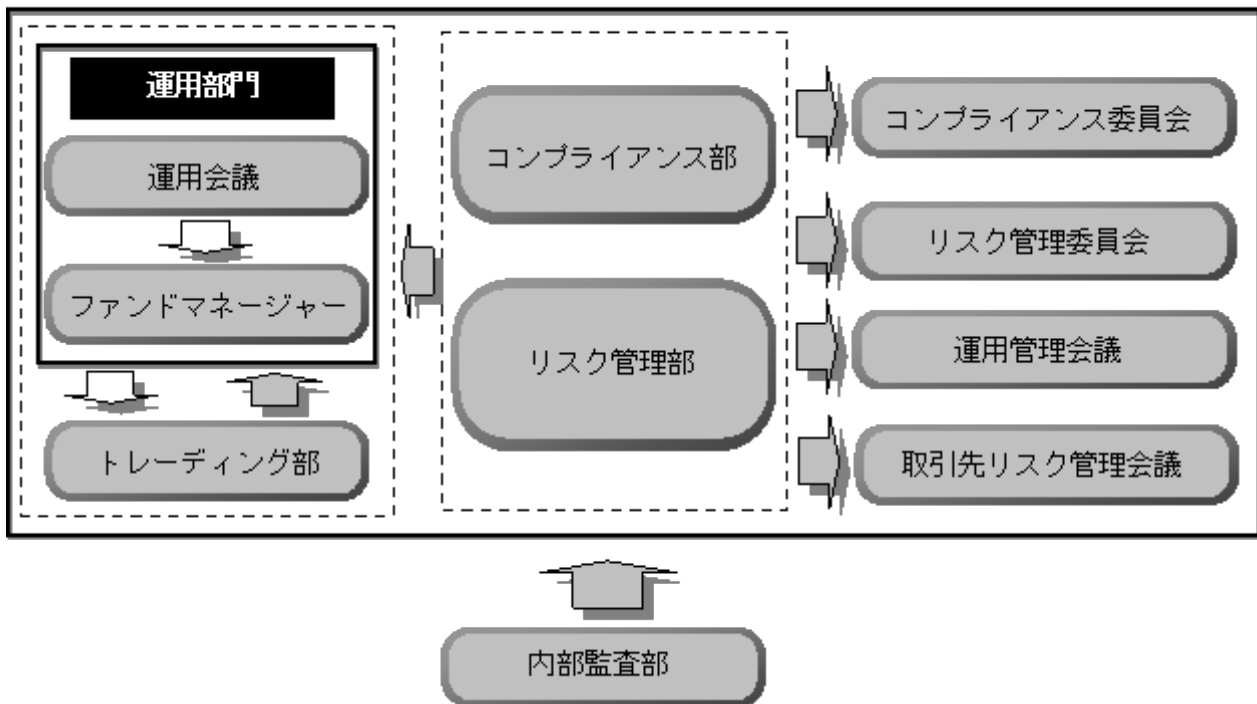
内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

スイッチングを行う場合の取得申込みについても、同様とします。

マネー・プール・ファンドの申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドの取得申込みについては、スイッチングの場合に限ります。）

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3)【信託報酬等】

<各通貨コース>

a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.9765%（税抜0.9300%）の率を乗じて得た額とします。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成24年9月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年0.9765% (税抜0.9300%)	年0.4200% (税抜0.4000%)	年0.0315% (税抜0.0300%)	年0.5250% (税抜0.5000%)

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

前記のほか、各通貨コースが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率*は、年率1.47%程度（税込）（概算）です。

* 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.40%、管理費用：年率0.09%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等はファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

<マネー・プール・ファンド>

a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、0.735%（税抜0.700%）以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

計算日の信託報酬控除前の運用収益率	信託報酬率
年7%超の場合	年率0.735%（税抜0.700%）以内
年2%超7%以下の場合	運用収益率×10.5%（税抜10%）以内
年1%超2%以下の場合	年率0.21%（税抜0.20%）以内
年1%以下の場合	運用収益率×21%（税抜20%）以内

ただし、信託財産の純資産総額に、年率0.0105%（税抜0.0100%）を乗じて得た額を下限とします。

計算日の信託報酬控除前の運用収益率とは、計算日に発生する収益等の合計額から計算日に発生する経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における信託財産の純資産総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成24年9月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

委託会社	受託会社	販売会社
信託報酬率に 46.6%を乗じた率	信託報酬率に 6.8%を乗じた率	信託報酬率に 46.6%を乗じた率

* 信託報酬は消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

a. 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b. 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（各通貨コースについては、年0.0042%（税抜0.0040%）以内、マネー・プール・ファンドについては、年0.0021%（税抜0.0020%））を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金等に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

* 以下の内容は、平成24年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成24年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10.000% （所得税7.000% 地方税3.000%）
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ^{*1} 10.000% （所得税7.000% 地方税3.000%）
平成25年 1月1日から 平成25年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10.147% ^{*2} （所得税7.147% ^{*2} 地方税3.000%）
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ^{*1} 10.147% ^{*2} （所得税7.147% ^{*2} 地方税3.000%）
平成26年 1月1日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ^{*2} （所得税15.315% ^{*2} 地方税5.000%）
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ^{*1} 20.315% ^{*2} （所得税15.315% ^{*2} 地方税5.000%）

* 1 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

* 2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成24年12月31日までは 源泉徴収7.000%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	平成25年1月1日から平成25年12月31日までは 源泉徴収7.147% [*] （所得税）
償還金	償還価額の個別元本超過額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315% [*] （所得税）

* 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

（1）【投資状況】

（平成24年9月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	6,732,584,605	97.73
親投資信託受益証券	日本	7,478,637	0.11
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）		148,620,919	2.16
合計（純資産総額）		6,888,684,161	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）マネー・プール マザーファンド 投資状況

（平成24年9月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）		626,331,902	100.00
合計（純資産総額）		626,331,902	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(平成24年9月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	Wrd Inv Grade Bond Fund JPY	投資信託受益証券	日本円	7,893,756,133	0.84	6,631,583,407	0.8529	6,732,584,605	97.73
2	日本	マネー・プールマザーファンド	親投資信託受益証券	日本円	7,454,782	1.0031	7,477,891	1.0032	7,478,637	0.11

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成24年9月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.11
外国	投資信託受益証券	97.73
合計		97.84

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年9月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成22年9月15日）	11,161	11,259	10,236	10,326
第2特定期間（平成23年3月15日）	10,530	10,721	9,899	10,079
第3特定期間（平成23年9月15日）	7,165	7,293	10,036	10,216
第4特定期間（平成24年3月15日）	5,890	5,995	10,116	10,296
第5特定期間（平成24年9月18日）	6,791	6,909	10,294	10,474
平成23年9月末日	6,965		9,963	
10月末日	7,338		10,039	
11月末日	7,023		9,835	
12月末日	6,843		10,026	
平成24年1月末日	6,565		10,176	
2月末日	6,166		10,247	
3月末日	5,888		10,186	
4月末日	5,654		10,165	
5月末日	5,795		10,206	
6月末日	6,006		10,220	
7月末日	6,620		10,402	
8月末日	6,665		10,387	
9月末日	6,888		10,395	

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

(注2) 基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	90
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	180
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	180
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	180
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	180

【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	3.3
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	1.5
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	3.2
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	2.6
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	3.5
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	1.0

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配前）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配後）の上昇（または下落）率をいいます。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) 米ドルコース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成24年9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	66,053,669	97.93
親投資信託受益証券	日本	50,125	0.07
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		1,348,172	2.00
合計(純資産総額)		67,451,966	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成24年9月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	Wrld Inv Gr ade Bond F und USD	投資信託 受益証券	日本円	82,525,824	0.79	66,013,022	0.8004	66,053,669	97.93
2	日本	マネー・プール マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本円	49,966	1.0031	50,120	1.0032	50,125	0.07

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成24年9月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.07
外国	投資信託受益証券	97.93
合計		98.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年9月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成22年9月15日）	85	86	9,268	9,358
第2特定期間（平成23年3月15日）	108	110	8,831	9,011
第3特定期間（平成23年9月15日）	86	88	8,401	8,581
第4特定期間（平成24年3月15日）	82	83	9,246	9,426
第5特定期間（平成24年9月18日）	67	68	8,830	9,010
平成23年9月末日	86		8,358	
10月末日	84		8,315	
11月末日	84		8,367	
12月末日	87		8,511	
平成24年1月末日	85		8,496	
2月末日	72		9,011	
3月末日	87		9,173	
4月末日	81		8,995	
5月末日	82		8,830	
6月末日	78		8,882	
7月末日	67		8,901	
8月末日	68		8,942	
9月末日	67		8,833	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	90
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	180
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	180
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	180
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	180

収益率の推移

	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	6.4
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	2.8
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	2.8
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	12.2
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	2.6
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	0.0

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成24年9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,571,792,863	97.85
親投資信託受益証券	日本	2,586,446	0.16
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		31,963,475	1.99
合計(純資産総額)		1,606,342,784	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成24年9月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	Wrld Inv Gr ade Bond F und AUD	投資信託 受益証券	日本円	1,964,004,578	0.79	1,551,563,616	0.8003	1,571,792,863	97.85
2	日本	マネー・プール マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本円	2,578,196	1.0031	2,586,188	1.0032	2,586,446	0.16

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成24年9月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.16
外国	投資信託受益証券	97.85
合計		98.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年9月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成22年9月15日）	3,779	3,851	9,450	9,630
第2特定期間（平成23年3月15日）	3,215	3,335	9,661	10,021
第3特定期間（平成23年9月15日）	2,177	2,261	9,420	9,780
第4特定期間（平成24年3月15日）	2,459	2,542	10,614	10,974
第5特定期間（平成24年9月18日）	1,612	1,668	10,255	10,615
平成23年9月末日	2,184		8,966	
10月末日	2,488		9,758	
11月末日	2,402		9,207	
12月末日	2,394		9,486	
平成24年1月末日	2,500		9,883	
2月末日	2,654		10,655	
3月末日	2,279		10,470	
4月末日	2,051		10,282	
5月末日	1,887		9,456	
6月末日	1,886		9,830	
7月末日	1,768		10,285	
8月末日	1,619		10,143	
9月末日	1,606		10,163	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	180
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	360
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	360
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	360
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	360

収益率の推移

	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	3.7
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	6.0
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	1.2
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	16.5
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	0.0
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	0.9

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) ブラジル・リアルコース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成24年9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	4,056,345,893	97.65
親投資信託受益証券	日本	14,596,375	0.35
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		82,927,652	2.00
合計(純資産総額)		4,153,869,920	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成24年9月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	Wrld Inv Gr ade Bond F und BRL	投資信託 受益証券	日本円	6,292,810,880	0.65	4,090,327,072	0.6446	4,056,345,893	97.65
2	日本	マネー・プール マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本円	14,549,816	1.0031	14,594,920	1.0032	14,596,375	0.35

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成24年9月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.35
外国	投資信託受益証券	97.65
合計		98.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年9月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成22年9月15日）	19,103	19,641	9,564	9,834
第2特定期間（平成23年3月15日）	14,552	15,396	9,312	9,852
第3特定期間（平成23年9月15日）	8,358	8,891	8,468	9,008
第4特定期間（平成24年3月15日）	6,346	6,733	8,865	9,405
第5特定期間（平成24年9月18日）	4,284	4,593	7,494	8,034
平成23年9月末日	7,534		7,924	
10月末日	8,018		8,657	
11月末日	7,013		7,901	
12月末日	6,647		7,957	
平成24年1月末日	6,740		8,458	
2月末日	6,930		9,236	
3月末日	6,016		8,735	
4月末日	5,345		8,273	
5月末日	4,833		7,595	
6月末日	4,617		7,385	
7月末日	4,567		7,520	
8月末日	4,362		7,505	
9月末日	4,153		7,429	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	270
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	540
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	540
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	540
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	540

収益率の推移

	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	1.7
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	3.0
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	3.3
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	11.1
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	9.4
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	0.9

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) 中国元コース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成24年9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	277,087,440	97.03
親投資信託受益証券	日本	2,827,045	0.99
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		5,641,688	1.98
合計(純資産総額)		285,556,173	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成24年9月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	Wrld Inv Gr ade Bond F und CNY	投資信託 受益証券	日本円	301,247,489	0.91	274,135,214	0.9198	277,087,440	97.03
2	日本	マネー・プール マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本円	2,818,028	1.0031	2,826,763	1.0032	2,827,045	0.99

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成24年9月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.99
外国	投資信託受益証券	97.03
合計		98.02

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年9月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成22年9月15日）	2,235	2,242	9,308	9,338
第2特定期間（平成23年3月15日）	1,235	1,243	9,105	9,165
第3特定期間（平成23年9月15日）	671	675	8,891	8,951
第4特定期間（平成24年3月15日）	446	448	10,039	10,099
第5特定期間（平成24年9月18日）	288	290	9,797	9,857
平成23年9月末日	598		8,836	
10月末日	579		8,877	
11月末日	540		8,926	
12月末日	483		9,199	
平成24年1月末日	428		9,183	
2月末日	440		9,805	
3月末日	442		9,987	
4月末日	428		9,820	
5月末日	317		9,593	
6月末日	318		9,691	
7月末日	313		9,705	
8月末日	309		9,831	
9月末日	285		9,798	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	30
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	60
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	60
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	60
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	60

収益率の推移

	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	6.6
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	1.5
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	1.7
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	13.6
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	1.8
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	0.0

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成24年9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,809,815,726	97.23
親投資信託受益証券	日本	14,456,025	0.78
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		37,028,366	1.99
合計(純資産総額)		1,861,300,117	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成24年9月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	Wrld Inv Gr ade Bond F und IDR	投資信託 受益証券	日本円	2,402,197,672	0.75	1,801,648,254	0.7534	1,809,815,726	97.23
2	日本	マネー・プール マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本円	14,409,914	1.0031	14,454,584	1.0032	14,456,025	0.78

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成24年9月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.78
外国	投資信託受益証券	97.23
合計		98.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年9月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成22年9月15日）	17,245	17,694	9,194	9,434
第2特定期間（平成23年3月15日）	9,759	10,293	8,766	9,246
第3特定期間（平成23年9月15日）	4,671	4,946	8,180	8,660
第4特定期間（平成24年3月15日）	3,220	3,406	8,327	8,807
第5特定期間（平成24年9月18日）	1,932	2,007	7,702	8,002
平成23年9月末日	4,444		8,033	
10月末日	4,230		8,007	
11月末日	3,850		7,715	
12月末日	3,628		7,892	
平成24年1月末日	3,418		7,908	
2月末日	3,386		8,303	
3月末日	3,115		8,276	
4月末日	2,541		8,077	
5月末日	2,296		7,709	
6月末日	2,183		7,800	
7月末日	2,068		7,807	
8月末日	1,995		7,774	
9月末日	1,861		7,647	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	240
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	480
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	480
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	480
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	300

収益率の推移

	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	5.7
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	0.6
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	1.2
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	7.7
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	3.9
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	0.7

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配前）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配後）の上昇（または下落）率をいいます。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) マネー・プール・ファンド (年2回決算型)

(1) 投資状況

(平成24年9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	20,952,425	98.00
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		427,983	2.00
合計(純資産総額)		21,380,408	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成24年9月28日現在)

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	マネー・プール マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	20,885,592	1.0029	20,946,787	1.0032	20,952,425	98.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成24年9月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	98.00
合計		98.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成24年9月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（平成22年9月15日）	8	8	10,003	10,003
第2期（平成23年3月15日）	21	21	10,007	10,007
第3期（平成23年9月15日）	5	5	10,012	10,012
第4期（平成24年3月15日）	8	8	10,013	10,013
第5期（平成24年9月18日）	19	19	10,017	10,017
平成23年9月末日	14		10,012	
10月末日	12		10,013	
11月末日	13		10,014	
12月末日	9		10,012	
平成24年1月末日	6		10,013	
2月末日	6		10,013	
3月末日	16		10,014	
4月末日	16		10,014	
5月末日	23		10,015	
6月末日	20		10,016	
7月末日	20		10,016	
8月末日	19		10,017	
9月末日	21		10,018	

（注）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	0
第2期	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	0
第3期	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	0
第4期	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	0
第5期	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	0

収益率の推移

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	0.0
第2期	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	0.0
第3期	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	0.0
第4期	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	0.0
第5期	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	0.0
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	0.0

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配前）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配後）の上昇（または下落）率をいいます。

（ご参考）その他の運用実績

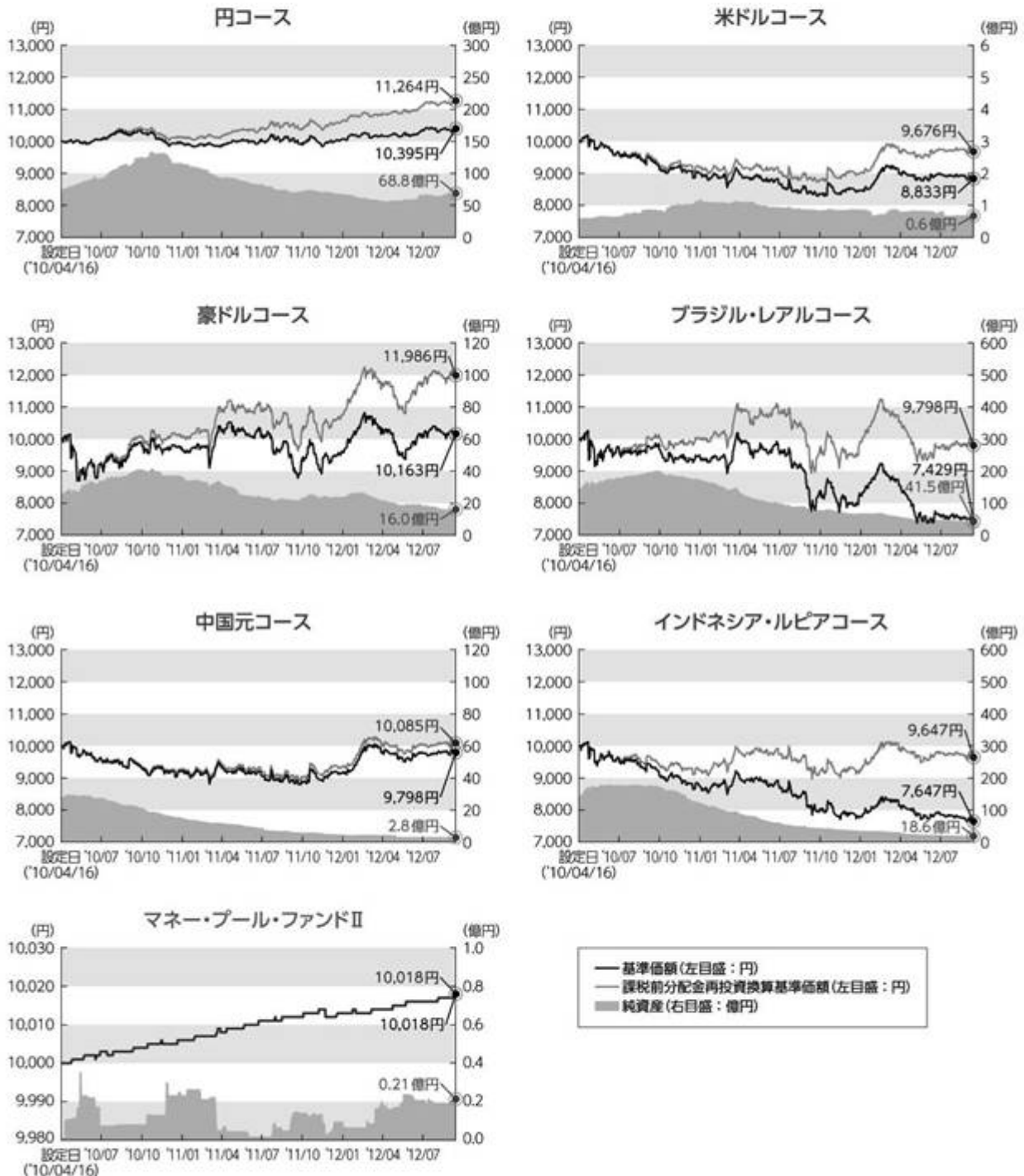


運用実績

（最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください。）

2012年9月28日現在

■ 基準価額・純資産の推移



注記事項

- 各ファンドにはベンチマークはありません。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

■ 分配の推移(1万口当たり、課税前)

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	中国元コース	インドネシア・ルピアコース		マネー・プール・ファンドII
2012年9月	30円	30円	60円	90円	10円	50円	2012年9月	0円
2012年8月	30円	30円	60円	90円	10円	50円	2012年3月	0円
2012年7月	30円	30円	60円	90円	10円	50円	2011年9月	0円
2012年6月	30円	30円	60円	90円	10円	50円	2011年3月	0円
2012年5月	30円	30円	60円	90円	10円	50円	2010年9月	0円
2012年4月	30円	30円	60円	90円	10円	50円	設定来累計	0円
直近1年間累計	360円	360円	720円	1,080円	120円	780円		
設定来累計	810円	810円	1,620円	2,430円	270円	1,980円		

■ 主要な資産の状況

● 世界投資適格債オープン(通貨選択型) ※比率とは、各ファンドの純資産に対する比率です。

円コースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(JPYクラス)	97.7
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.1

米ドルコースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(USDクラス)	97.9
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.1

豪ドルコースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(AUDクラス)	97.8
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.2

ブラジル・リアルコースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(BRLクラス)	97.7
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.4

中国元コースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(CNYクラス)	97.0
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	1.0

インドネシア・ルピアコースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド(IDRクラス)	97.2
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.8

マネー・プール・ファンドIIにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	98.0

■ ご参考

● マネー・プール マザーファンドの主要な資産の状況 ※比率とは、マネー・プール マザーファンドの純資産に対する比率です。

組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 国債証券	第294回 国庫短期証券(現先取引)	43.1
2 国債証券	第307回 国庫短期証券(現先取引)	36.7

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

● ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの主要な資産の状況

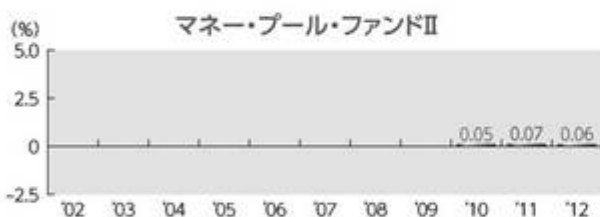
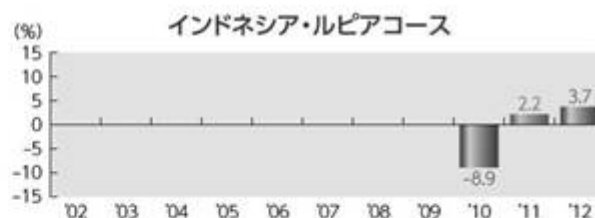
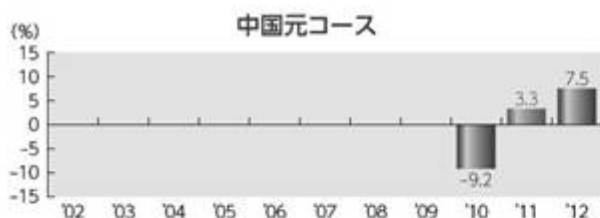
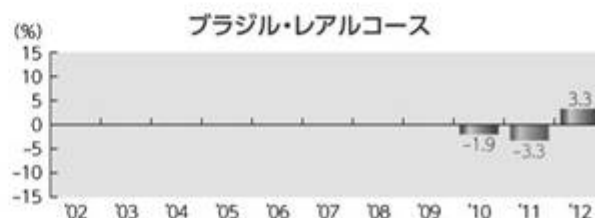
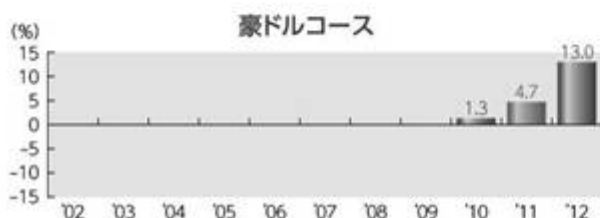
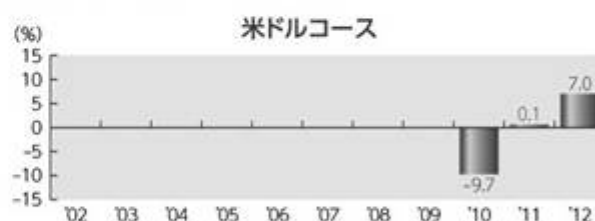
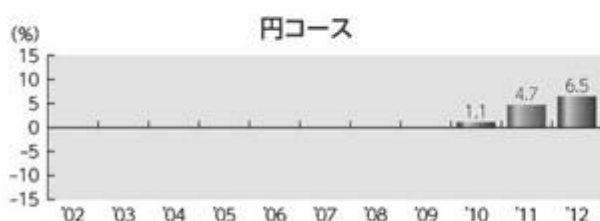
主要な組入銘柄(評価額上位)

銘柄名	国・地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1 カナダ国債	カナダ	2.500	2015年 6月 1日	2.3
2 ウェルズ・ファーゴ・アンド・カンパニー	米国	3.676	2016年 6月15日	1.9
3 ノルウェー地方金融公社	ノルウェー	4.875	2012年 12月10日	1.8
4 リース・プラン・コーポレーション	オランダ	3.250	2014年 5月22日	1.6
5 シェル・インターナショナル・ファイナンス	オランダ	3.100	2015年 6月28日	1.6
6 メットライフ・インスティテューショナル・ファンディング	米国	1.625	2015年 4月 2日	1.5
7 アンハイザー・ブッシュ・インベプ	ベルギー	3.625	2015年 4月15日	1.5
8 ラボバンク	オランダ	3.375	2017年 1月19日	1.5
9 GEキャピタル・ヨーロッパ・ファンディング	米国	3.750	2016年 4月 4日	1.5
10 ロジャース・コミュニケーションズ	カナダ	6.375	2014年 3月 1日	1.4

※ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの資料に基づき作成しています。

※比率とは、ワールド・インベストメント・グレード・ボンド・ファンドの純資産に対する比率です。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース) ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



※2010年は設定日から年末までの収益率。
 ※2012年は年初から9月28日までの収益率。

注記事項

- ・各ファンドにはベンチマークはありません。
- ・課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	12,623,032,432	1,719,305,381	10,903,727,051
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	3,959,550,808	4,225,617,068	10,637,660,791
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	1,566,886,727	5,064,862,472	7,139,685,046
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	1,766,637,438	3,083,576,745	5,822,745,739
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	3,163,921,848	2,389,485,479	6,597,182,108
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	174,568,979	144,979,213	6,626,771,874

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

世界投資適格債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	96,286,372	4,362,581	91,923,791
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	49,785,836	18,828,087	122,881,540
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	7,986,279	28,053,487	102,814,332
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	14,698,886	28,802,865	88,710,353
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	19,450,311	32,272,807	75,887,857
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	479,960		76,367,817

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

世界投資適格債オープン（通貨選択型） 豪ドルコース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	4,058,462,436	58,996,774	3,999,465,662
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	874,866,300	1,545,838,299	3,328,493,663
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	811,242,820	1,827,694,620	2,312,041,863
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	1,096,779,129	1,091,636,133	2,317,184,859
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	419,228,075	1,164,260,227	1,572,152,707
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	30,563,131	22,150,548	1,580,565,290

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

世界投資適格債オープン（通貨選択型） ブラジル・リアルコース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	20,728,502,730	755,013,913	19,973,488,817
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	2,271,257,975	6,617,043,930	15,627,702,862
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	1,783,929,646	7,541,497,041	9,870,135,467
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	813,234,854	3,523,675,560	7,159,694,761
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	527,749,322	1,970,489,454	5,716,954,629
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	32,616,779	158,226,736	5,591,344,672

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

世界投資適格債オープン（通貨選択型） 中国元コース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	2,994,457,018	593,311,985	2,401,145,033
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	38,042,063	1,082,494,578	1,356,692,518
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	13,690,953	615,662,278	754,721,193
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	1,789,563	311,926,784	444,583,972
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	1,132,274	151,437,380	294,278,866
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	136,962	2,962,151	291,453,677

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

世界投資適格債オープン（通貨選択型） インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	19,745,855,751	989,397,797	18,756,457,954
第2特定期間	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	1,227,533,564	8,850,726,746	11,133,264,772
第3特定期間	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	234,077,775	5,655,792,002	5,711,550,545
第4特定期間	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	145,841,023	1,989,568,740	3,867,822,828
第5特定期間	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	29,223,742	1,388,069,965	2,508,976,605
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	2,620,289	77,576,691	2,434,020,203

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) マネー・プール・ファンド (年2回決算型)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	自 平成22年 4月16日 至 平成22年 9月15日	36,598,439	28,458,118	8,140,321
第2期	自 平成22年 9月16日 至 平成23年 3月15日	27,085,618	14,109,184	21,116,755
第3期	自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	11,315,587	27,220,689	5,211,653
第4期	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	23,367,192	19,929,693	8,649,152
第5期	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	23,850,894	13,290,062	19,209,984
	自 平成24年 9月19日 至 平成24年 9月28日	2,132,505		21,342,489

(注) 第1期の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）
販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
- ・ 各通貨コースについては、次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
 - ・ ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ ロンドンの銀行の休業日
 - ・ ロンドン証券取引所の休業日
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、各ファンドの取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みの受付を撤回できます。
- ・ スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも、同様とします。くわしくは販売会社に確認してください。
- ・ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社に確認してください。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

（販売会社がスイッチングを取扱う場合の申込単位についても、販売会社が別に定める単位とします。）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

なお、申込単位の照会先は販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

マネー・プール・ファンド の申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンド の取

得申込みについては、スイッチングの場合に限ります。）

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- ・ 各通貨コースについては、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、各ファンドの換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 販売会社によっては、スイッチングによる換金を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様になります。くわしくは販売会社に確認してください。
なお、スイッチングにより換金をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約単位

販売会社が定める単位

(2) 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 信託財産留保額

ありません。

(5) 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(6) 大口解約の制限

各通貨コース

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

マネー・プール・ファンド

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a. 投資信託証券

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

b. マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

c. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

(a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

(b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成22年4月16日から平成27年3月13日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(4)【計算期間】

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
--------	--------------

<p>毎月16日から翌月15日までとします。</p> <p>（ただし、第1計算期間は平成22年4月16日から平成22年7月15日までとします。）</p>	<p>毎年3月16日から9月15日および9月16日から翌年3月15日までとします。</p> <p>（ただし、第1計算期間は平成22年4月16日から平成22年9月15日までとします。）</p>
<p>ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。</p>	

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、各ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 各通貨コースについては、委託会社は、信託期間中において、当該各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、当該各通貨コースの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
マネー・プール・ファンド については、委託会社は、各通貨コースの信託契約が全て解約となる場合には、受託会社と合意のうえ、マネー・プール・ファンド の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 各通貨コースについては、委託会社は、一部解約により、当該各通貨コースの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または各通貨コースのそれぞれの受益権の総口数を合計した口数が60億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、当該各通貨コースの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- d. 委託会社は、a. またはc. の信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該各ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、b. による信託の終了については書面決議を行わず、信託を終了させます。
- e. d. の書面決議において、受益者（委託会社および各ファンドの信託財産に当該各ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下e. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- f. d. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- g. d. からf. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該各ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってd. からf. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より各ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当該各ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

は、委託会社は、各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- j. 監督官庁が各ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当該各ファンドの信託は、のb.に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託約款を変更することまたは各ファンドの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、a.からg.までに定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、a.の事項(a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該各ファンドの信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. b.の書面決議において、受益者(委託会社および各ファンドの信託財産に当該各ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当該各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当該各ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. a.からf.までの規定にかかわらず、当該各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

各ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、各ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知れている受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等 (6)大口解約の制限」を参照してください。

また、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成24年3月16日から平成24年9月18日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間末 平成24年3月15日現在	第5特定期間末 平成24年9月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	157,113,405	175,551,471
投資信託受益証券	5,765,600,796	6,648,201,737
親投資信託受益証券	7,474,164	7,477,891
未収入金	90,000,000	26,000,000
未収利息	350	382
流動資産合計	6,020,188,715	6,857,231,481
資産合計	6,020,188,715	6,857,231,481
負債の部		
流動負債		
未払金	-	28,000,000
未払収益分配金	17,468,237	19,791,546
未払解約金	107,622,378	12,141,890
未払受託者報酬	153,246	194,539
未払委託者報酬	4,597,391	5,836,214
その他未払費用	20,421	25,927
流動負債合計	129,861,673	65,990,116
負債合計	129,861,673	65,990,116
純資産の部		
元本等		
元本	5,822,745,739	6,597,182,108
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,581,303	194,059,257
（分配準備積立金）	574,162,730	426,691,843
元本等合計	5,890,327,042	6,791,241,365
純資産合計	5,890,327,042	6,791,241,365
負債純資産合計	6,020,188,715	6,857,231,481

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4特定期間	第5特定期間
	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
営業収益		
配当株式	99,093,146	148,092,855
受取利息	75,790	83,897
有価証券売買等損益	116,002,168	96,511,813
営業収益合計	215,171,104	244,688,565
営業費用		
受託者報酬	1,074,381	988,036
委託者報酬	32,231,541	29,641,114
その他費用	143,193	131,673
営業費用合計	33,449,115	30,760,823
営業利益又は営業損失（ ）	181,721,989	213,927,742
経常利益又は経常損失（ ）	181,721,989	213,927,742
当期純利益又は当期純損失（ ）	181,721,989	213,927,742
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,474,271	6,932,054
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	25,559,907	67,581,303
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,739,102	77,908,109
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,913,839	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,825,263	77,908,109
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,773,130	49,663,702
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,973,776	49,663,702
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,799,354	-
分配金	121,192,294	108,762,141
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,581,303	194,059,257

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成24年 3月16日から平成24年 9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,822,745,739口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 6,597,182,108口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0116円 (1万口当たりの純資産額 10,116円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0294円 (1万口当たりの純資産額 10,294円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日		第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	
分配金の計算過程 第16計算期（平成23年9月16日から平成23年10月17日まで） 計算期末における分配対象金額 1,478,560,551円（1万口当たり2,023.41円） のうち、21,921,563円（1万口当たり30.00円） を分配金額としております。		分配金の計算過程 第22計算期（平成24年3月16日から平成24年4月16日まで） 計算期末における分配対象金額 1,101,206,787円（1万口当たり1,968.10円） のうち、16,785,660円（1万口当たり30.00円） を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 9,761,367円	費用控除後の配当等収益額	A 11,770,874円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 630,527,751円	収益調整金額	C 564,695,788円
分配準備積立金額	D 838,271,433円	分配準備積立金額	D 524,740,125円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,478,560,551円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,101,206,787円
当ファンドの期末残存口数	F 7,307,187,776口	当ファンドの期末残存口数	F 5,595,220,128口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 2,023.41円	1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,968.10円
1万口当たりの分配額	H 30.00円	1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 21,921,563円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 16,785,660円
第17計算期（平成23年10月18日から平成23年11月15日まで） 計算期末における分配対象金額 1,463,516,393円（1万口当たり2,016.85円） のうち、21,769,051円（1万口当たり30.00円） を分配金額としております。		第23計算期（平成24年4月17日から平成24年5月15日まで） 計算期末における分配対象金額 1,104,238,375円（1万口当たり1,959.43円） のうち、16,906,443円（1万口当たり30.00円） を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 16,840,994円	費用控除後の配当等収益額	A 11,875,243円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

収益調整金額	C 654,348,012円
分配準備積立金額	D 792,327,387円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 1,463,516,393円
当ファンドの期末残存 口数	F 7,256,350,405口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 2,016.85円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 21,769,051円

第18計算期（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで）

計算期末における分配対象金額

1,416,164,134円（1万口当たり2,001.24円）
のうち、21,229,120円（1万口当たり30.00円）
を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 10,012,915円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 664,561,406円
分配準備積立金額	D 741,589,813円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 1,416,164,134円
当ファンドの期末残存 口数	F 7,076,373,436口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 2,001.24円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 21,229,120円

収益調整金額	C 612,794,870円
分配準備積立金額	D 479,568,262円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 1,104,238,375円
当ファンドの期末残存 口数	F 5,635,481,249口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,959.43円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 16,906,443円

第24計算期（平成24年5月16日から平成24年6月15日まで）

計算期末における分配対象金額

1,129,805,051円（1万口当たり1,944.67円）
のうち、17,429,172円（1万口当たり30.00円）
を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 8,647,308円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 673,435,632円
分配準備積立金額	D 447,722,111円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 1,129,805,051円
当ファンドの期末残存 口数	F 5,809,724,014口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 1,944.67円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 17,429,172円

第19計算期（平成23年12月16日から平成24年1月16日まで）

計算期末における分配対象金額

1,343,918,552円（1万口当たり1,996.65円）のうち、20,192,438円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 17,033,452円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 637,708,033円
分配準備積立金額	D 689,177,067円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,343,918,552円
当ファンドの期末残存口数	F 6,730,812,941口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,996.65円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 20,192,438円

第20計算期（平成24年1月17日から平成24年2月15日まで）

計算期末における分配対象金額

1,235,490,883円（1万口当たり1,991.44円）のうち、18,611,885円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 15,315,627円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 598,399,524円
分配準備積立金額	D 621,775,732円

第25計算期（平成24年6月16日から平成24年7月17日まで）

計算期末における分配対象金額

1,233,722,305円（1万口当たり1,935.02円）のうち、19,127,165円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 12,063,666円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 804,094,778円
分配準備積立金額	D 417,563,861円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,233,722,305円
当ファンドの期末残存口数	F 6,375,721,855口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,935.02円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 19,127,165円

第26計算期（平成24年7月18日から平成24年8月15日まで）

計算期末における分配対象金額

1,265,205,469円（1万口当たり2,027.33円）のうち、18,722,155円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 75,404,458円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 804,891,332円
分配準備積立金額	D 384,909,679円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 1,235,490,883円
当ファンドの期末残存 口数	F 6,203,961,783口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,991.44円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 18,611,885円

第21計算期（平成24年2月16日から平成24年3月15日まで）

計算期末における分配対象金額

1,151,045,621円（1万口当たり1,976.80円）
のうち、17,468,237円（1万口当たり30.00円）
を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 8,899,816円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 568,148,773円
分配準備積立金額	D 573,997,032円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 1,151,045,621円
当ファンドの期末残存 口数	F 5,822,745,739口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,976.80円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 17,468,237円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 1,265,205,469円
当ファンドの期末残存 口数	F 6,240,718,497口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 2,027.33円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 18,722,155円

第27計算期（平成24年8月16日から平成24年9月18日まで）

計算期末における分配対象金額

1,324,365,523円（1万口当たり2,007.46円）
のうち、19,791,546円（1万口当たり30.00円）
を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 6,544,610円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 887,118,189円
分配準備積立金額	D 430,702,724円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 1,324,365,523円
当ファンドの期末残存 口数	F 6,597,182,108口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 2,007.46円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 19,791,546円

（金融商品に関する注記）

<p style="text-align: center;">第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日</p>
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
期首元本額	7,139,685,046円	期首元本額	5,822,745,739円
期中追加設定元本額	1,766,637,438円	期中追加設定元本額	3,163,921,848円
期中一部解約元本額	3,083,576,745円	期中一部解約元本額	2,389,485,479円

2 有価証券関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,084,705	投資信託受益証券	33,075,631
親投資信託受益証券		親投資信託受益証券	745
合計	2,084,705	合計	33,076,376

3 デリバティブ取引関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年 9月18日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	Wr d Inv Grade Bond Fund JPY	7,875,150,127	6,648,201,737	
投資信託受益証券 合計		7,875,150,127	6,648,201,737	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	7,454,782	7,477,891	
親投資信託受益証券 合計		7,454,782	7,477,891	
合計		7,882,604,909	6,655,679,628	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) 米ドルコース(毎月決算型)

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(平成24年3月16日から平成24年9月18日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【世界投資適格債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間末 平成24年3月15日現在	第5特定期間末 平成24年9月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,958,862	1,392,177
投資信託受益証券	73,335,386	65,633,022
親投資信託受益証券	50,095	50,120
未収入金	-	220,000
未収利息	24	3
流動資産合計	84,344,367	67,295,322
資産合計	84,344,367	67,295,322
負債の部		
流動負債		
未払金	2,000,000	-
未払収益分配金	266,131	227,663
未払受託者報酬	1,781	2,002
未払委託者報酬	53,370	60,174
その他未払費用	226	248
流動負債合計	2,321,508	290,087
負債合計	2,321,508	290,087
純資産の部		
元本等		
元本	88,710,353	75,887,857
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,687,494	8,882,622
（分配準備積立金）	3,728,365	4,580,720
元本等合計	82,022,859	67,005,235
純資産合計	82,022,859	67,005,235
負債純資産合計	84,344,367	67,295,322

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4特定期間	第5特定期間
	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
営業収益		
配当株式	2,305,264	3,728,965
受取利息	813	842
有価証券売買等損益	6,848,020	5,551,304
営業収益合計	9,154,097	1,821,497
営業費用		
受託者報酬	13,008	12,545
委託者報酬	389,980	376,585
その他費用	1,658	1,605
営業費用合計	404,646	390,735
営業利益又は営業損失（ ）	8,749,451	2,212,232
経常利益又は経常損失（ ）	8,749,451	2,212,232
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,749,451	2,212,232
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	232,878	88,320
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,436,790	6,687,494
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,365,385	3,358,299
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,365,385	3,358,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,409,318	1,875,962
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,409,318	1,875,962
分配金	1,723,344	1,553,553
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,687,494	8,882,622

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成24年 3月16日から平成24年 9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 88,710,353口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 75,887,857口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,687,494円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 8,882,622円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9246円 (1万口当たりの純資産額 9,246円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8830円 (1万口当たりの純資産額 8,830円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日		第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	
分配金の計算過程 第16計算期（平成23年9月16日から平成23年10月17日まで） 計算期末における分配対象金額6,164,904円（1万口当たり605.41円）のうち、305,482円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 第22計算期（平成24年3月16日から平成24年4月16日まで） 計算期末における分配対象金額5,755,299円（1万口当たり646.50円）のうち、267,059円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 127,136円	費用控除後の配当等収益額	A 125,019円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,899,929円	収益調整金額	C 2,143,581円
分配準備積立金額	D 4,137,839円	分配準備積立金額	D 3,486,699円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,164,904円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 5,755,299円
当ファンドの期末残存口数	F 101,827,474口	当ファンドの期末残存口数	F 89,019,957口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 605.41円	1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 646.50円
1万口当たりの分配額	H 30.00円	1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 305,482円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 267,059円
第17計算期（平成23年10月18日から平成23年11月15日まで） 計算期末における分配対象金額6,079,435円（1万口当たり596.06円）のうち、305,973円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。		第23計算期（平成24年4月17日から平成24年5月15日まで） 計算期末における分配対象金額5,912,133円（1万口当たり631.23円）のうち、280,971円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 210,602円	費用控除後の配当等収益額	A 132,318円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

収益調整金額	C 1,817,695円
分配準備積立金額	D 4,051,138円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 6,079,435円
当ファンドの期末残存 口数	F 101,991,026口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000 × E / F 596.06円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 305,973円

第18計算期（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで）

計算期末における分配対象金額5,856,006円（1万口当たり584.27円）のうち、300,679円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 182,417円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,702,757円
分配準備積立金額	D 3,970,832円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 5,856,006円
当ファンドの期末残存 口数	F 100,226,390口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000 × E / F 584.27円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 300,679円

収益調整金額	C 2,381,744円
分配準備積立金額	D 3,398,071円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 5,912,133円
当ファンドの期末残存 口数	F 93,657,242口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000 × E / F 631.23円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 280,971円

第24計算期（平成24年5月16日から平成24年6月15日まで）

計算期末における分配対象金額6,130,094円（1万口当たり653.12円）のうち、281,567円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 486,997円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,328,119円
分配準備積立金額	D 3,314,978円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 6,130,094円
当ファンドの期末残存 口数	F 93,855,766口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000 × E / F 653.12円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 281,567円

第19計算期（平成23年12月16日から平成24年1月16日まで）

計算期末における分配対象金額5,849,816円（1万口当たり570.79円）のうち、307,453円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 169,329円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,738,098円
分配準備積立金額	D 3,942,389円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 5,849,816円
当ファンドの期末残存口数	F 102,484,526口
1万口当たりの収益分配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 570.79円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 307,453円

第20計算期（平成24年1月17日から平成24年2月15日まで）

計算期末における分配対象金額5,321,945円（1万口当たり671.88円）のうち、237,626円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,038,372円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,277,032円
分配準備積立金額	D 3,006,541円

第25計算期（平成24年6月16日から平成24年7月17日まで）

計算期末における分配対象金額5,749,699円（1万口当たり641.76円）のうち、268,773円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 158,011円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,480,985円
分配準備積立金額	D 3,110,703円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 5,749,699円
当ファンドの期末残存口数	F 89,591,315口
1万口当たりの収益分配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 641.76円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 268,773円

第26計算期（平成24年7月18日から平成24年8月15日まで）

計算期末における分配対象金額7,047,575円（1万口当たり929.26円）のうち、227,520円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,406,200円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,062,795円
分配準備積立金額	D 2,578,580円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 5,321,945円
当ファンドの期末残存 口数	F 79,208,861口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 671.88円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 237,626円

第21計算期（平成24年2月16日から平成24年3月15日まで）

計算期末における分配対象金額5,876,795円（1万口当たり662.46円）のうち、266,131円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 168,594円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,953,268円
分配準備積立金額	D 3,754,933円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 5,876,795円
当ファンドの期末残存 口数	F 88,710,353口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 662.46円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 266,131円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 7,047,575円
当ファンドの期末残存 口数	F 75,840,057口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 929.26円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 227,520円

第27計算期（平成24年8月16日から平成24年9月18日まで）

計算期末における分配対象金額6,896,412円（1万口当たり908.75円）のうち、227,663円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 72,055円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,141,150円
分配準備積立金額	D 4,683,207円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 6,896,412円
当ファンドの期末残存 口数	F 75,887,857口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 908.75円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 227,663円

（金融商品に関する注記）

<p style="text-align: center;">第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日</p>
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
期首元本額	102,814,332円	期首元本額	88,710,353円
期中追加設定元本額	14,698,886円	期中追加設定元本額	19,450,311円
期中一部解約元本額	28,802,865円	期中一部解約元本額	32,272,807円

2 有価証券関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	4,360,962	投資信託受益証券	8,206
親投資信託受益証券		親投資信託受益証券	5
合計	4,360,962	合計	8,201

3 デリバティブ取引関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年 9月18日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	Wr d Inv Grade Bond Fund USD	82,051,535	65,633,022	
投資信託受益証券 合計		82,051,535	65,633,022	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	49,966	50,120	
親投資信託受益証券 合計		49,966	50,120	
合計		82,101,501	65,683,142	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月決算型)

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(平成24年3月16日から平成24年9月18日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【世界投資適格債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間末 平成24年3月15日現在	第5特定期間末 平成24年9月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,051,508	33,967,149
投資信託受益証券	2,409,454,112	1,577,890,506
親投資信託受益証券	2,584,899	2,586,188
未収入金	30,000,000	8,800,000
未収利息	138	74
流動資産合計	2,504,090,657	1,623,243,917
資産合計	2,504,090,657	1,623,243,917
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,903,109	9,432,916
未払解約金	28,779,993	-
未払受託者報酬	65,107	47,905
未払委託者報酬	1,953,172	1,437,214
その他未払費用	8,670	6,376
流動負債合計	44,710,051	10,924,411
負債合計	44,710,051	10,924,411
純資産の部		
元本等		
元本	2,317,184,859	1,572,152,707
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	142,195,747	40,166,799
（分配準備積立金）	267,340,941	142,944,887
元本等合計	2,459,380,606	1,612,319,506
純資産合計	2,459,380,606	1,612,319,506
負債純資産合計	2,504,090,657	1,623,243,917

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4特定期間	第5特定期間
	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
営業収益		
配当株式	90,256,343	63,750,246
受取利息	30,650	22,617
有価証券売買等損益	319,600,014	70,312,563
営業収益合計	409,887,007	6,539,700
営業費用		
受託者報酬	379,789	310,989
委託者報酬	11,393,399	9,329,639
その他費用	50,573	41,401
営業費用合計	11,823,761	9,682,029
営業利益又は営業損失（ ）	398,063,246	16,221,729
経常利益又は経常損失（ ）	398,063,246	16,221,729
当期純利益又は当期純損失（ ）	398,063,246	16,221,729
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	13,441,632	2,850,742
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	134,167,049	142,195,747
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,791,289	16,489,611
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,087,894	9,010,464
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,703,395	7,479,147
剰余金減少額又は欠損金増加額	65,984,150	32,806,914
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,154,840	27,499,532
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,829,310	5,307,382
分配金	90,065,957	66,639,174
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	142,195,747	40,166,799

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成24年 3月16日から平成24年 9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,317,184,859口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,572,152,707口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0614円 (1万口当たりの純資産額 10,614円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0255円 (1万口当たりの純資産額 10,255円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日		第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	
分配金の計算過程 第16計算期（平成23年9月16日から平成23年10月17日まで） 計算期末における分配対象金額582,482,562円（1万口当たり2,343.78円）のうち、14,911,256円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 第22計算期（平成24年3月16日から平成24年4月16日まで） 計算期末における分配対象金額489,234,304円（1万口当たり2,323.16円）のうち、12,635,271円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 12,198,074円	費用控除後の配当等収益額	A 11,059,153円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 215,956,248円	収益調整金額	C 244,283,903円
分配準備積立金額	D 354,328,240円	分配準備積立金額	D 233,891,248円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 582,482,562円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 489,234,304円
当ファンドの期末残存口数	F 2,485,209,344口	当ファンドの期末残存口数	F 2,105,878,570口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 2,343.78円	1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 2,323.16円
1万口当たりの分配額	H 60.00円	1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 14,911,256円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 12,635,271円
第17計算期（平成23年10月18日から平成23年11月15日まで） 計算期末における分配対象金額610,585,496円（1万口当たり2,339.46円）のうち、15,659,524円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。		第23計算期（平成24年4月17日から平成24年5月15日まで） 計算期末における分配対象金額464,686,764円（1万口当たり2,315.36円）のうち、12,041,787円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 14,039,668円	費用控除後の配当等収益額	A 10,262,060円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

収益調整金額	C 258,812,428円
分配準備積立金額	D 337,733,400円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 610,585,496円
当ファンドの期末残存 口数	F 2,609,920,808口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 2,339.46円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 15,659,524円

第18計算期（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで）

計算期末における分配対象金額591,308,456円（1万口当たり2,329.29円）のうち、15,231,429円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 12,548,618円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 265,258,309円
分配準備積立金額	D 313,501,529円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 591,308,456円
当ファンドの期末残存 口数	F 2,538,571,607口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 2,329.29円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 15,231,429円

収益調整金額	C 240,642,593円
分配準備積立金額	D 213,782,111円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 464,686,764円
当ファンドの期末残存 口数	F 2,006,964,595口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 2,315.36円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 12,041,787円

第24計算期（平成24年5月16日から平成24年6月15日まで）

計算期末における分配対象金額449,608,456円（1万口当たり2,302.66円）のうち、11,715,320円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 9,234,070円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 244,009,803円
分配準備積立金額	D 196,364,583円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 449,608,456円
当ファンドの期末残存 口数	F 1,952,553,453口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 2,302.66円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,715,320円

第19計算期(平成23年12月16日から平成24年1月16日まで)

計算期末における分配対象金額578,138,905円(1万口当たり2,330.30円)のうち、14,885,675円(1万口当たり60.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 15,062,468円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 266,152,536円
分配準備積立金額	D 296,923,901円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 578,138,905円
当ファンドの期末残存口数	F 2,480,945,876口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 2,330.30円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 14,885,675円

第20計算期(平成24年1月17日から平成24年2月15日まで)

計算期末における分配対象金額600,891,104円(1万口当たり2,329.79円)のうち、15,474,964円(1万口当たり60.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 15,127,086円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 296,737,986円
分配準備積立金額	D 289,026,032円

第25計算期(平成24年6月16日から平成24年7月17日まで)

計算期末における分配対象金額416,045,199円(1万口当たり2,294.46円)のうち、10,879,492円(1万口当たり60.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 9,371,479円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 228,649,005円
分配準備積立金額	D 178,024,715円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 416,045,199円
当ファンドの期末残存口数	F 1,813,248,708口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 2,294.46円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 10,879,492円

第26計算期(平成24年7月18日から平成24年8月15日まで)

計算期末における分配対象金額378,722,724円(1万口当たり2,287.32円)のうち、9,934,388円(1万口当たり60.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 8,700,628円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 213,872,037円
分配準備積立金額	D 156,150,059円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 600,891,104円
当ファンドの期末残存 口数	F 2,579,160,740口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 2,329.79円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 15,474,964円

第21計算期（平成24年2月16日から平成24年3月15日まで）

計算期末における分配対象金額540,018,008円（1万口当たり2,330.48円）のうち、13,903,109円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 14,039,516円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 265,493,794円
分配準備積立金額	D 260,484,698円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 540,018,008円
当ファンドの期末残存 口数	F 2,317,184,859口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 2,330.48円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 13,903,109円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 378,722,724円
当ファンドの期末残存 口数	F 1,655,731,419口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 2,287.32円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 9,934,388円

第27計算期（平成24年8月16日から平成24年9月18日まで）

計算期末における分配対象金額356,870,097円（1万口当たり2,269.93円）のうち、9,432,916円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 6,639,941円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 206,221,662円
分配準備積立金額	D 144,008,494円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 356,870,097円
当ファンドの期末残存 口数	F 1,572,152,707口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 2,269.93円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 9,432,916円

（金融商品に関する注記）

<p style="text-align: center;">第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日</p>
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
期首元本額	2,312,041,863円	期首元本額	2,317,184,859円
期中追加設定元本額	1,096,779,129円	期中追加設定元本額	419,228,075円
期中一部解約元本額	1,091,636,133円	期中一部解約元本額	1,164,260,227円

2 有価証券関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	115,841,932	投資信託受益証券	34,386,915
親投資信託受益証券		親投資信託受益証券	258
合計	115,841,932	合計	34,387,173

3 デリバティブ取引関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年 9月18日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	Wr d Inv Grade Bond Fund AUD	1,953,802,014	1,577,890,506	
投資信託受益証券 合計		1,953,802,014	1,577,890,506	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	2,578,196	2,586,188	
親投資信託受益証券 合計		2,578,196	2,586,188	
合計		1,956,380,210	1,580,476,694	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) ブラジル・リアルコース(毎月決算型)

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(平成24年3月16日から平成24年9月18日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【世界投資適格債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間末 平成24年3月15日現在	第5特定期間末 平成24年9月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	145,697,573	97,594,335
投資信託受益証券	6,203,935,062	4,185,112,790
親投資信託受益証券	14,587,645	14,594,920
未収入金	120,000,000	57,000,000
未収利息	324	212
流動資産合計	6,484,220,604	4,354,302,257
資産合計	6,484,220,604	4,354,302,257
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	64,437,252	51,452,591
未払解約金	67,782,695	14,616,588
未払受託者報酬	168,640	129,390
未払委託者報酬	5,059,267	3,881,688
その他未払費用	22,475	17,240
流動負債合計	137,470,329	70,097,497
負債合計	137,470,329	70,097,497
純資産の部		
元本等		
元本	7,159,694,761	5,716,954,629
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	812,944,486	1,432,749,869
（分配準備積立金）	837,631,724	550,755,341
元本等合計	6,346,750,275	4,284,204,760
純資産合計	6,346,750,275	4,284,204,760
負債純資産合計	6,484,220,604	4,354,302,257

（ 2 ） 【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4特定期間	第5特定期間
	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
営業収益		
配当株式	433,155,580	264,686,567
受取利息	69,395	47,283
有価証券売買等損益	305,553,657	800,101,564
営業収益合計	738,778,632	535,367,714
営業費用		
受託者報酬	1,126,119	802,349
委託者報酬	33,783,568	24,070,493
その他費用	150,085	106,918
営業費用合計	35,059,772	24,979,760
営業利益又は営業損失（ ）	703,718,860	560,347,474
経常利益又は経常損失（ ）	703,718,860	560,347,474
当期純利益又は当期純損失（ ）	703,718,860	560,347,474
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	11,647,653	14,035,674
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,511,833,514	812,944,486
剰余金増加額又は欠損金減少額	575,349,680	373,922,626
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	575,349,680	373,922,626
剰余金減少額又は欠損金増加額	139,944,573	111,830,320
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	139,944,573	111,830,320
分配金	451,882,592	335,585,889
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	812,944,486	1,432,749,869

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上 しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成24年 3月16日から平成24年 9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 7,159,694,761口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,716,954,629口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号 に規定する額 元本の欠損 812,944,486円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号 に規定する額 元本の欠損 1,432,749,869円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産 の額 1口当たりの純資産額 0.8865円 (1万口当たりの純資産額 8,865円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産 の額 1口当たりの純資産額 0.7494円 (1万口当たりの純資産額 7,494円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日		第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	
分配金の計算過程 第16計算期（平成23年9月16日から平成23年10月17日まで） 計算期末における分配対象金額 1,468,532,226円（1万口当たり1,565.83円） のうち、84,406,526円（1万口当たり90.00円） を分配金額としております。		分配金の計算過程 第22計算期（平成24年3月16日から平成24年4月16日まで） 計算期末における分配対象金額 1,013,331,262円（1万口当たり1,521.93円） のうち、59,923,231円（1万口当たり90.00円） を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 60,479,367円	費用控除後の配当等収益額	A 51,329,180円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 281,279,301円	収益調整金額	C 193,821,809円
分配準備積立金額	D 1,126,773,558円	分配準備積立金額	D 768,180,273円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,468,532,226円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,013,331,262円
当ファンドの期末残存口数	F 9,378,502,957口	当ファンドの期末残存口数	F 6,658,136,844口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,565.83円	1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,521.93円
1万口当たりの分配額	H 90.00円	1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 84,406,526円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 59,923,231円
第17計算期（平成23年10月18日から平成23年11月15日まで） 計算期末における分配対象金額 1,431,675,335円（1万口当たり1,559.40円） のうち、82,627,078円（1万口当たり90.00円） を分配金額としております。		第23計算期（平成24年4月17日から平成24年5月15日まで） 計算期末における分配対象金額965,186,782円（1万口当たり1,506.50円）のうち、 57,660,839円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 76,301,288円	費用控除後の配当等収益額	A 47,744,459円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

収益調整金額	C 285,988,759円
分配準備積立金額	D 1,069,385,288円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 1,431,675,335円
当ファンドの期末残存 口数	F 9,180,786,550口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E / F 1,559.40円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	I=F×H / 10,000 82,627,078円

第18計算期（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで）

計算期末における分配対象金額
 1,321,215,893円（1万口当たり1,545.31円）
 のうち、76,947,803円（1万口当たり90.00円）
 を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 64,867,390円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 265,324,469円
分配準備積立金額	D 991,024,034円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 1,321,215,893円
当ファンドの期末残存 口数	F 8,549,755,906口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E / F 1,545.31円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	I=F×H / 10,000 76,947,803円

収益調整金額	C 192,349,135円
分配準備積立金額	D 725,093,188円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 965,186,782円
当ファンドの期末残存 口数	F 6,406,759,995口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E / F 1,506.50円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	I=F×H / 10,000 57,660,839円

第24計算期（平成24年5月16日から平成24年6月15日まで）

計算期末における分配対象金額937,262,088円（1万口当たり1,475.00円）のうち、57,188,272円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 37,024,180円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 210,059,138円
分配準備積立金額	D 690,178,770円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 937,262,088円
当ファンドの期末残存 口数	F 6,354,252,452口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E / F 1,475.00円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	I=F×H / 10,000 57,188,272円

第19計算期（平成23年12月16日から平成24年1月16日まで）

計算期末における分配対象金額

1,267,436,020円（1万口当たり1,540.57円）のうち、74,043,127円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 70,136,752円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 250,571,298円
分配準備積立金額	D 946,727,970円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,267,436,020円
当ファンドの期末残存口数	F 8,227,014,190口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,540.57円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 74,043,127円

第20計算期（平成24年1月17日から平成24年2月15日まで）

計算期末における分配対象金額

1,185,306,045円（1万口当たり1,536.66円）のうち、69,420,806円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 66,411,363円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 229,183,458円
分配準備積立金額	D 889,711,224円

第25計算期（平成24年6月16日から平成24年7月17日まで）

計算期末における分配対象金額893,274,350円（1万口当たり1,445.78円）のうち、55,605,693円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 37,554,701円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 205,592,249円
分配準備積立金額	D 650,127,400円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 893,274,350円
当ファンドの期末残存口数	F 6,178,410,377口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,445.78円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 55,605,693円

第26計算期（平成24年7月18日から平成24年8月15日まで）

計算期末における分配対象金額845,135,285円（1万口当たり1,414.96円）のうち、53,755,263円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 35,207,158円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 200,737,227円
分配準備積立金額	D 609,190,900円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 1,185,306,045円
当ファンドの期末残存 口数	F 7,713,422,919口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,536.66円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 69,420,806円

第21計算期（平成24年2月16日から平成24年3月15日まで）

計算期末における分配対象金額

1,098,905,354円（1万口当たり1,534.84円）のうち、64,437,252円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 63,027,007円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 209,007,859円
分配準備積立金額	D 826,870,488円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 1,098,905,354円
当ファンドの期末残存 口数	F 7,159,694,761口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,534.84円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 64,437,252円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 845,135,285円
当ファンドの期末残存 口数	F 5,972,807,022口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,414.96円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 53,755,263円

第27計算期（平成24年8月16日から平成24年9月18日まで）

計算期末における分配対象金額788,485,685

円（1万口当たり1,379.19円）のうち、51,452,591円（1万口当たり90.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 30,962,490円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 191,423,012円
分配準備積立金額	D 566,100,183円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 788,485,685円
当ファンドの期末残存 口数	F 5,716,954,629口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,379.19円
1万口当たりの分配額	H 90.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 51,452,591円

（金融商品に関する注記）

<p style="text-align: center;">第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日</p>
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
期首元本額	9,870,135,467円	期首元本額	7,159,694,761円
期中追加設定元本額	813,234,854円	期中追加設定元本額	527,749,322円
期中一部解約元本額	3,523,675,560円	期中一部解約元本額	1,970,489,454円

2 有価証券関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	125,672,192	投資信託受益証券	65,653,877
親投資信託受益証券		親投資信託受益証券	1,455
合計	125,672,192	合計	65,655,332

3 デリバティブ取引関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年 9月18日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	Wr d Inv Grade Bond Fund BRL	6,436,654,553	4,185,112,790	
投資信託受益証券 合計		6,436,654,553	4,185,112,790	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	14,549,816	14,594,920	
親投資信託受益証券 合計		14,549,816	14,594,920	
合計		6,451,204,369	4,199,707,710	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) 中国元コース(毎月決算型)

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(平成24年3月16日から平成24年9月18日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【世界投資適格債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間末 平成24年3月15日現在	第5特定期間末 平成24年9月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,379,687	6,933,545
投資信託受益証券	434,050,477	280,084,604
親投資信託受益証券	2,825,354	2,826,763
未収利息	23	15
流動資産合計	447,255,541	289,844,927
資産合計	447,255,541	289,844,927
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	444,583	294,278
未払解約金	160,747	969,575
未払受託者報酬	11,031	8,940
未払委託者報酬	330,929	268,177
その他未払費用	1,460	1,178
流動負債合計	948,750	1,542,148
負債合計	948,750	1,542,148
純資産の部		
元本等		
元本	444,583,972	294,278,866
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,722,819	5,976,087
（分配準備積立金）	28,256,595	18,943,102
元本等合計	446,306,791	288,302,779
純資産合計	446,306,791	288,302,779
負債純資産合計	447,255,541	289,844,927

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4特定期間	第5特定期間
	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
営業収益		
配当株式	7,085,968	3,626,888
受取利息	5,233	3,269
有価証券売買等損益	53,984,970	10,951,352
営業収益合計	61,076,171	7,321,195
営業費用		
受託者報酬	81,172	56,897
委託者報酬	2,435,083	1,706,828
その他費用	10,767	7,514
営業費用合計	2,527,022	1,771,239
営業利益又は営業損失（ ）	58,549,149	9,092,434
経常利益又は経常損失（ ）	58,549,149	9,092,434
当期純利益又は当期純損失（ ）	58,549,149	9,092,434
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	533,805	768,627
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	83,701,342	1,722,819
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,770,508	2,717,610
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,770,508	2,717,222
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	388
剰余金減少額又は欠損金増加額	166,788	55,179
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	29,390
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	166,788	25,789
分配金	3,262,513	2,037,530
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,722,819	5,976,087

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成24年 3月16日から平成24年 9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 444,583,972口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 294,278,866口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0039円 (1万口当たりの純資産額 10,039円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,976,087円 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9797円 (1万口当たりの純資産額 9,797円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日		第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	
分配金の計算過程 第16計算期（平成23年9月16日から平成23年10月17日まで） 計算期末における分配対象金額39,830,299円（1万口当たり600.94円）のうち、662,783円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 第22計算期（平成24年3月16日から平成24年4月16日まで） 計算期末における分配対象金額29,118,757円（1万口当たり666.08円）のうち、437,153円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 32,130円	費用控除後の配当等収益額	A 377,989円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,483,476円	収益調整金額	C 966,096円
分配準備積立金額	D 38,314,693円	分配準備積立金額	D 27,774,672円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 39,830,299円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 29,118,757円
当ファンドの期末残存口数	F 662,783,234口	当ファンドの期末残存口数	F 437,153,454口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 600.94円	1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 666.08円
1万口当たりの分配額	H 10.00円	1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 662,783円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 437,153円
第17計算期（平成23年10月18日から平成23年11月15日まで） 計算期末における分配対象金額39,232,968円（1万口当たり612.98円）のうち、640,012円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。		第23計算期（平成24年4月17日から平成24年5月15日まで） 計算期末における分配対象金額22,676,006円（1万口当たり676.71円）のうち、335,081円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,411,069円	費用控除後の配当等収益額	A 691,603円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

収益調整金額	C 1,451,317円
分配準備積立金額	D 36,370,582円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 39,232,968円
当ファンドの期末残存 口数	F 640,012,750口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 612.98円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 640,012円

第18計算期（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで）

計算期末における分配対象金額34,396,660円（1万口当たり628.21円）のうち、547,515円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,381,268円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,205,341円
分配準備積立金額	D 31,810,051円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 34,396,660円
当ファンドの期末残存 口数	F 547,515,369口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 628.21円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 547,515円

収益調整金額	C 752,715円
分配準備積立金額	D 21,231,688円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 22,676,006円
当ファンドの期末残存 口数	F 335,081,246口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 676.71円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 335,081円

第24計算期（平成24年5月16日から平成24年6月15日まで）

計算期末における分配対象金額22,604,210円（1万口当たり688.36円）のうち、328,367円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 710,902円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 750,186円
分配準備積立金額	D 21,143,122円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 22,604,210円
当ファンドの期末残存 口数	F 328,367,494口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 688.36円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 328,367円

第19計算期（平成23年12月16日から平成24年1月16日まで）

計算期末における分配対象金額32,458,563円（1万口当たり642.71円）のうち、505,012円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,237,058円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,077,081円
分配準備積立金額	D 30,144,424円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 32,458,563円
当ファンドの期末残存口数	F 505,012,533口
1万口当たりの収益分配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 642.71円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 505,012円

第20計算期（平成24年1月17日から平成24年2月15日まで）

計算期末における分配対象金額30,565,039円（1万口当たり660.70円）のうち、462,608円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,294,457円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 999,429円
分配準備積立金額	D 28,271,153円

第25計算期（平成24年6月16日から平成24年7月17日まで）

計算期末における分配対象金額22,778,624円（1万口当たり697.59円）のうち、326,525円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 627,694円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 757,533円
分配準備積立金額	D 21,393,397円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 22,778,624円
当ファンドの期末残存口数	F 326,525,881口
1万口当たりの収益分配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 697.59円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 326,525円

第26計算期（平成24年7月18日から平成24年8月15日まで）

計算期末における分配対象金額21,737,438円（1万口当たり687.60円）のうち、316,126円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 400円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 746,680円
分配準備積立金額	D 20,990,358円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 30,565,039円
当ファンドの期末残存 口数	F 462,608,832口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 660.70円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 462,608円

第21計算期（平成24年2月16日から平成24年3月15日まで）

計算期末における分配対象金額29,673,880円（1万口当たり667.44円）のうち、444,583円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 744,349円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 972,702円
分配準備積立金額	D 27,956,829円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 29,673,880円
当ファンドの期末残存 口数	F 444,583,972口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 667.44円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 444,583円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 21,737,438円
当ファンドの期末残存 口数	F 316,126,460口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 687.60円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 316,126円

第27計算期（平成24年8月16日から平成24年9月18日まで）

計算期末における分配対象金額19,941,539円（1万口当たり677.63円）のうち、294,278円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 646円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 704,159円
分配準備積立金額	D 19,236,734円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 19,941,539円
当ファンドの期末残存 口数	F 294,278,866口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 677.63円
1万口当たりの分配額	H 10.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 294,278円

（金融商品に関する注記）

<p style="text-align: center;">第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日</p>
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
期首元本額	754,721,193円	期首元本額	444,583,972円
期中追加設定元本額	1,789,563円	期中追加設定元本額	1,132,274円
期中一部解約元本額	311,926,784円	期中一部解約元本額	151,437,380円

2 有価証券関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	28,050,881	投資信託受益証券	2,893,751
親投資信託受益証券		親投資信託受益証券	281
合計	28,050,881	合計	2,894,032

3 デリバティブ取引関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年 9月18日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	Wr d Inv Grade Bond Fund CNY	304,605,334	280,084,604	
投資信託受益証券 合計		304,605,334	280,084,604	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	2,818,028	2,826,763	
親投資信託受益証券 合計		2,818,028	2,826,763	
合計		307,423,362	282,911,367	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(平成24年3月16日から平成24年9月18日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【世界投資適格債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間末 平成24年 3月15日現在	第5特定期間末 平成24年 9月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	71,069,921	39,782,424
投資信託受益証券	3,138,320,142	1,880,656,077
親投資信託受益証券	14,447,379	14,454,584
未収入金	90,000,000	12,000,000
未収利息	158	86
流動資産合計	3,313,837,600	1,946,893,171
資産合計	3,313,837,600	1,946,893,171
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	30,942,582	12,544,883
未払解約金	59,677,897	-
未払受託者報酬	84,103	58,438
未払委託者報酬	2,523,133	1,753,109
その他未払費用	11,205	7,781
流動負債合計	93,238,920	14,364,211
負債合計	93,238,920	14,364,211
純資産の部		
元本等		
元本	3,867,822,828	2,508,976,605
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	647,224,148	576,447,645
（分配準備積立金）	90,111,731	41,097,388
元本等合計	3,220,598,680	1,932,528,960
純資産合計	3,220,598,680	1,932,528,960
負債純資産合計	3,313,837,600	1,946,893,171

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4特定期間	第5特定期間
	自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
営業収益		
配当株式	153,971,446	78,236,723
受取利息	36,112	23,104
有価証券売買等損益	117,444,479	178,893,583
営業収益合計	271,452,037	100,633,756
営業費用		
受託者報酬	604,780	385,435
委託者報酬	18,143,337	11,563,116
その他費用	80,580	51,333
営業費用合計	18,828,697	11,999,884
営業利益又は営業損失（ ）	252,623,340	112,633,640
経常利益又は経常損失（ ）	252,623,340	112,633,640
当期純利益又は当期純損失（ ）	252,623,340	112,633,640
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,970,738	3,862,337
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,039,690,782	647,224,148
剰余金増加額又は欠損金減少額	401,496,227	272,604,116
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	401,496,227	272,604,116
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,376,495	5,587,806
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,376,495	5,587,806
分配金	224,305,700	87,468,504
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	647,224,148	576,447,645

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成24年 3月16日から平成24年 9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,867,822,828口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,508,976,605口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 647,224,148円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 576,447,645円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8327円 (1万口当たりの純資産額 8,327円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7702円 (1万口当たりの純資産額 7,702円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日		第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	
分配金の計算過程 第16計算期（平成23年9月16日から平成23年10月17日まで） 計算期末における分配対象金額263,861,752円（1万口当たり483.03円）のうち、43,699,972円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 第22計算期（平成24年3月16日から平成24年4月16日まで） 計算期末における分配対象金額103,710,998円（1万口当たり281.38円）のうち、18,427,315円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 28,440,048円	費用控除後の配当等収益額	A 14,129,823円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 14,947,664円	収益調整金額	C 4,015,871円
分配準備積立金額	D 220,474,040円	分配準備積立金額	D 85,565,304円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 263,861,752円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 103,710,998円
当ファンドの期末残存口数	F 5,462,496,561口	当ファンドの期末残存口数	F 3,685,463,088口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 483.03円	1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 281.38円
1万口当たりの分配額	H 80.00円	1万口当たりの分配額	H 50.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 43,699,972円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 18,427,315円
第17計算期（平成23年10月18日から平成23年11月15日まで） 計算期末における分配対象金額233,141,239円（1万口当たり455.36円）のうち、40,959,152円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。		第23計算期（平成24年4月17日から平成24年5月15日まで） 計算期末における分配対象金額82,525,810円（1万口当たり268.54円）のうち、15,364,417円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 26,787,954円	費用控除後の配当等収益額	A 11,417,313円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

収益調整金額	C 12,308,936円
分配準備積立金額	D 194,044,349円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 233,141,239円
当ファンドの期末残存 口数	F 5,119,894,108口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E / F 455.36円
1万口当たりの分配額	H 80.00円
収益分配金金額	I=F×H / 10,000 40,959,152円

第18計算期（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで）

計算期末における分配対象金額202,755,417円（1万口当たり419.63円）のうち、38,652,056円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 21,398,126円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 10,701,703円
分配準備積立金額	D 170,655,588円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 202,755,417円
当ファンドの期末残存 口数	F 4,831,507,029口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E / F 419.63円
1万口当たりの分配額	H 80.00円
収益分配金金額	I=F×H / 10,000 38,652,056円

収益調整金額	C 3,130,749円
分配準備積立金額	D 67,977,748円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 82,525,810円
当ファンドの期末残存 口数	F 3,072,883,537口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E / F 268.54円
1万口当たりの分配額	H 50.00円
収益分配金金額	I=F×H / 10,000 15,364,417円

第24計算期（平成24年5月16日から平成24年6月15日まで）

計算期末における分配対象金額73,615,941円（1万口当たり254.67円）のうち、14,452,825円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 10,439,239円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,711,774円
分配準備積立金額	D 60,464,928円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 73,615,941円
当ファンドの期末残存 口数	F 2,890,565,006口
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E / F 254.67円
1万口当たりの分配額	H 50.00円
収益分配金金額	I=F×H / 10,000 14,452,825円

第19計算期（平成23年12月16日から平成24年1月16日まで）

計算期末における分配対象金額173,966,436円（1万口当たり385.97円）のうち、36,056,953円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 20,874,505円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 8,834,606円
分配準備積立金額	D 144,257,325円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 173,966,436円
当ファンドの期末残存口数	F 4,507,119,136口
1万口当たりの収益分配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 385.97円
1万口当たりの分配額	H 80.00円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 36,056,953円

第20計算期（平成24年1月17日から平成24年2月15日まで）

計算期末における分配対象金額151,703,203円（1万口当たり356.99円）のうち、33,994,985円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 21,677,320円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 6,876,361円
分配準備積立金額	D 123,149,522円

第25計算期（平成24年6月16日から平成24年7月17日まで）

計算期末における分配対象金額66,572,851円（1万口当たり245.64円）のうち、13,550,097円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 11,104,401円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,328,426円
分配準備積立金額	D 53,140,024円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 66,572,851円
当ファンドの期末残存口数	F 2,710,019,584口
1万口当たりの収益分配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 245.64円
1万口当たりの分配額	H 50.00円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 13,550,097円

第26計算期（平成24年7月18日から平成24年8月15日まで）

計算期末における分配対象金額61,686,869円（1万口当たり234.92円）のうち、13,128,967円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 10,311,986円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,046,331円
分配準備積立金額	D 49,328,552円

当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 151,703,203円
当ファンドの期末残存 口数	F 4,249,373,144口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 356.99円
1万口当たりの分配額	H 80.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 33,994,985円

第21計算期（平成24年2月16日から平成24年3月15日まで）

計算期末における分配対象金額124,951,156円（1万口当たり323.04円）のうち、30,942,582円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 17,802,002円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 5,057,190円
分配準備積立金額	D 102,091,964円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 124,951,156円
当ファンドの期末残存 口数	F 3,867,822,828口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 323.04円
1万口当たりの分配額	H 80.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 30,942,582円

当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 61,686,869円
当ファンドの期末残存 口数	F 2,625,793,412口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 234.92円
1万口当たりの分配額	H 50.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 13,128,967円

第27計算期（平成24年8月16日から平成24年9月18日まで）

計算期末における分配対象金額55,392,058円（1万口当たり220.76円）のうち、12,544,883円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等 収益額	A 8,994,449円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,000,685円
分配準備積立金額	D 44,396,924円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 55,392,058円
当ファンドの期末残存 口数	F 2,508,976,605口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 220.76円
1万口当たりの分配額	H 50.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 12,544,883円

（金融商品に関する注記）

<p style="text-align: center;">第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日</p>
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第4特定期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
期首元本額	5,711,550,545円	期首元本額	3,867,822,828円
期中追加設定元本額	145,841,023円	期中追加設定元本額	29,223,742円
期中一部解約元本額	1,989,568,740円	期中一部解約元本額	1,388,069,965円

2 有価証券関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	129,236,293	投資信託受益証券	21,810,456
親投資信託受益証券		親投資信託受益証券	1,441
合計	129,236,293	合計	21,811,897

3 デリバティブ取引関係

第4特定期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5特定期間末 (平成24年 9月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年 9月18日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	Wr d Inv Grade Bond Fund IDR	2,478,460,829	1,880,656,077	
投資信託受益証券 合計		2,478,460,829	1,880,656,077	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	14,409,914	14,454,584	
親投資信託受益証券 合計		14,409,914	14,454,584	
合計		2,492,870,743	1,895,110,661	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

世界投資適格債オープン（通貨選択型） マネー・プール・ファンド （年2回決算型）

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成24年3月16日から平成24年9月18日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【世界投資適格債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間末 平成24年3月15日現在	第5期計算期間末 平成24年9月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,036,452	387,517
親投資信託受益証券	8,487,274	18,857,359
未収入金	-	6
未収利息	4	-
流動資産合計	10,523,730	19,244,882
資産合計	10,523,730	19,244,882
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,861,980	-
未払受託者報酬	54	114
未払委託者報酬	905	2,027
その他未払費用	134	179
流動負債合計	1,863,073	2,320
負債合計	1,863,073	2,320
純資産の部		
元本等		
元本	8,649,152	19,209,984
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,505	32,578
（分配準備積立金）	2,954	8,358
元本等合計	8,660,657	19,242,562
純資産合計	8,660,657	19,242,562
負債純資産合計	10,523,730	19,244,882

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期計算期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	第5期計算期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
営業収益		
受取利息	91	88
有価証券売買等損益	4,306	8,679
営業収益合計	4,397	8,767
営業費用		
受託者報酬	54	114
委託者報酬	905	2,027
その他費用	134	179
営業費用合計	1,093	2,320
営業利益又は営業損失（ ）	3,304	6,447
経常利益又は経常損失（ ）	3,304	6,447
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,304	6,447
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,543	1,397
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,478	11,505
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,679	34,588
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,679	34,588
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,413	18,565
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,413	18,565
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,505	32,578

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期計算期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成24年 3月16日から平成24年 9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4期計算期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5期計算期間末 (平成24年 9月18日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,649,152口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 19,209,984口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0013円 (1万口当たりの純資産額 10,013円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0017円 (1万口当たりの純資産額 10,017円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期計算期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	第5期計算期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

<p style="text-align: center;">第4期計算期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日</p>	<p style="text-align: center;">第5期計算期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日</p>
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p>

<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
---	---

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期計算期間 自 平成23年 9月16日 至 平成24年 3月15日	第5期計算期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第5期計算期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の増減

第4期計算期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5期計算期間末 (平成24年 9月18日現在)	
期首元本額	5,211,653円	期首元本額	8,649,152円
期中追加設定元本額	23,367,192円	期中追加設定元本額	23,850,894円
期中一部解約元本額	19,929,693円	期中一部解約元本額	13,290,062円

2 有価証券関係

第4期計算期間末 (平成24年 3月15日現在)		第5期計算期間末 (平成24年 9月18日現在)	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,385	親投資信託受益証券	16,919
合計	3,385	合計	16,919

3 デリバティブ取引関係

第4期計算期間末 (平成24年 3月15日現在)	第5期計算期間末 (平成24年 9月18日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年 9月18日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	18,799,082	18,857,359	
親投資信託受益証券 合計		18,799,082	18,857,359	
合計		18,799,082	18,857,359	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」、「世界投資適格債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）」、「世界投資適格債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）」、「世界投資適格債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）」、「世界投資適格債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）」、「世界投資適格債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）」、「世界投資適格債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）」は「マネー・プール マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「マネー・プール マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成24年 9月18日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	62,793,637
現先取引勘定	599,936,800
未収利息	136
流動資産合計	662,730,573
資産合計	662,730,573
負債の部	
流動負債	
未払解約金	636,153
流動負債合計	636,153
負債合計	636,153
純資産の部	
元本等	
元本	660,025,185
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,069,235
元本等合計	662,094,420
純資産合計	662,094,420
負債純資産合計	662,730,573

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日
費用・収益の 計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(金融商品に関する注記)

<p style="text-align: center;">自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」(に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画)に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成24年 9月18日現在）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	（平成24年 9月18日現在）
1. 元本の増減	
期首元本額	894,343,175円
期中追加設定元本額	2,296,515,298円
期中一部解約元本額	2,530,833,288円
期末元本額	660,025,185円
2. 元本の内訳（ ）	
日本株 2.5ブルベア・オープン（マネー・プール・ファンド）	333,020,106円
新興国公社債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	8,800,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	200,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	2,900,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	900,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	31,200,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	53,995,806円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	7,454,782円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	49,966円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	2,578,196円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	14,549,816円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	2,818,028円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	14,409,914円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	18,799,082円
新興国公社債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	19,989円
マネー・プール・ファンド	16,716,085円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	4,314,823円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	17,119,457円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	19,977円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	2,137,436円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）	1,757,891円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	80,978,691円
米国高利回り社債ファンド（毎月決算型）	999円
米国高利回り社債・円ファンド（毎月決算型）	999円
米国高利回り社債・ブラジル・リアルファンド（毎月決算型）	999円
マネー・プール・ファンド	3,911,017円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
マネー・プール・ファンド（適格機関投資家専用）	977,449円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	16,296,836円

国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン(円ヘッジ)分配型	11,754,753円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン(円ヘッジなし)成長型	7,267,425円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン(円ヘッジなし)分配型	3,168,459円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
3. 期末における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0031円
(1万口当たりの純資産額)	(10,031円)

() 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

【純資産額計算書】

（平成24年9月28日現在）

資産総額	6,970,917,341 円
負債総額	82,233,180 円
純資産総額（ - ）	6,888,684,161 円
発行済数量	6,626,771,874 口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	10,395 円

（参考）マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

（平成24年9月28日現在）

資産総額	649,670,773 円
負債総額	23,338,871 円
純資産総額（ - ）	626,331,902 円
発行済数量	624,359,572 口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	10,032 円

世界投資適格債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）

純資産額計算書

（平成24年9月28日現在）

資産総額	67,470,079 円
負債総額	18,113 円
純資産総額（ - ）	67,451,966 円
発行済数量	76,367,817 口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	8,833 円

（参考）マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」の記載と同じ。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月決算型)

純資産額計算書

(平成24年9月28日現在)

資産総額	1,619,347,112 円
負債総額	13,004,328 円
純資産総額(-)	1,606,342,784 円
発行済数量	1,580,565,290 口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	10,163 円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) ブラジル・リアルコース(毎月決算型)

純資産額計算書

(平成24年9月28日現在)

資産総額	4,201,955,689 円
負債総額	48,085,769 円
純資産総額(-)	4,153,869,920 円
発行済数量	5,591,344,672 口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	7,429 円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) 中国元コース(毎月決算型)

純資産額計算書

(平成24年9月28日現在)

資産総額	287,590,482 円
負債総額	2,034,309 円
純資産総額(-)	285,556,173 円
発行済数量	291,453,677 口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	9,798 円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)

純資産額計算書

(平成24年9月28日現在)

資産総額	1,910,047,397 円
負債総額	48,747,280 円
純資産総額(-)	1,861,300,117 円
発行済数量	2,434,020,203 口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	7,647 円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

世界投資適格債オープン(通貨選択型) マネー・プール・ファンド (年2回決算型)

純資産額計算書

(平成24年9月28日現在)

資産総額	21,380,785 円
負債総額	377 円
純資産総額(-)	21,380,408 円
発行済数量	21,342,489 口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	10,018 円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「世界投資適格債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者等名簿

該当事項はありません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

(注) ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年9月末現在：26億8千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年9月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類				本数 (本)	純資産総額(百万 円)
公募	株式投資 信託	単位型		1	14,453
		追加 型	116	2,520,640	
	公社債投 資信託	単位型		0	0
		追加型		6	463,968
私募	証券投資信託			8	37,052
合計				131	3,036,112

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第14期 (平成23年3月31日現在)		第15期 (平成24年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金			7,239,696		645,924
有価証券			30,421,863		19,788,098
前払費用			68,685		68,093
未収委託者報酬			2,510,077		1,711,607
未収収益			285,384		323,851
繰延税金資産			468,206		310,314
その他			33,127		103,911
流動資産計			41,027,040		22,951,799
固定資産					
有形固定資産			591,282		598,542
建物	1	228,542		256,595	
器具備品	1	173,762		155,252	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	2,977		694	
無形固定資産			1,526,666		1,357,447
ソフトウェア		1,526,287		1,357,131	
その他		378		316	
投資その他の資産			68,684,254		62,559,102
投資有価証券		67,806,337		61,686,303	
従業員貸付金		14,275		10,675	
長期差入保証金		518,192		513,691	
繰延税金資産		323,668		267,493	
その他		92,580		151,739	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			70,802,203		64,515,092
資産合計			111,829,244		87,466,891

		第14期 (平成23年3月31日現在)		第15期 (平成24年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
リース債務			940		728
預り金			40,975		41,408
未払金			1,188,372		773,635
未払収益分配金		1,473		1,252	
未払償還金		67,323		66,827	
未払手数料		1,041,886		678,718	
その他未払金		77,689		26,836	
未払費用			744,790		527,731
未払法人税等			3,306,998		2,247,333
賞与引当金			469,531		365,763
役員賞与引当金			78,000		54,000
流動負債計			5,829,607		4,010,601
固定負債					
リース債務			2,186		-
時効後支払損引当金			41,620		17,096
退職給付引当金			627,026		586,157
役員退職慰労引当金			188,020		258,300
固定負債計			858,854		861,554
負債合計			6,688,461		4,872,156
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			101,609,762		79,031,005
その他利益剰余金		101,609,762		79,031,005	
繰越利益剰余金		101,609,762		79,031,005	
自己株式			45,329		48,261
株主資本合計			104,914,433		82,332,743
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			226,349		261,991
評価・換算差額等合計			226,349		261,991
純資産合計			105,140,782		82,594,735
負債・純資産合計			111,829,244		87,466,891

（ 2 ） 【 損益計算書 】

区分	注記 番号	第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日		第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	
		金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			53,057,918		42,241,566
投資顧問料			145,088		758,202
営業収益計			53,203,006		42,999,769
営業費用					
支払手数料			22,757,130		17,339,069
広告宣伝費			559,674		421,174
公告費			1,740		1,040
調査費			4,340,176		4,260,668
調査費		677,966		688,508	
委託調査費		3,662,209		3,572,159	
委託計算費			373,337		389,943
営業雑経費			871,573		654,595
通信費		123,495		107,705	
印刷費		692,730		500,668	
協会費		43,585		36,089	
諸会費		3,786		3,849	
諸経費		7,974		6,283	
営業費用計			28,903,633		23,066,491
一般管理費					
給料			3,419,609		3,431,770
役員報酬		206,025		200,295	
給与・手当		2,828,348		2,878,932	
賞与		385,235		352,543	
賞与引当金繰入			465,831		365,763
役員賞与引当金繰入			74,250		54,000
福利厚生費			456,909		452,347
交際費			57,878		44,423
旅費交通費			222,106		187,899
租税公課			131,762		109,098

		第14期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日		第15期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			580,788		597,677
退職給付費用			230,478		234,629
役員退職慰労引当金 繰入			76,190		70,280
固定資産減価償却費			633,508		726,395
諸経費			1,288,112		1,376,509
一般管理費計			7,637,425		7,650,794
営業利益			16,661,947		12,282,483
営業外収益					
受取配当金			3,486		2,433
有価証券利息			854,305		535,366
受取利息			777		1,059
時効成立分配金・償 還金			7,326		934
その他			4,666		28,794
営業外収益計			870,561		568,587
営業外費用					
投資有価証券売却損	1		-		95,889
その他			685		23,280
営業外費用計			685		119,169
経常利益			17,531,824		12,731,901
特別利益					
投資有価証券売却益			625		11,814
特別利益計			625		11,814
特別損失					
投資有価証券売却損			14,281		5,519
投資有価証券評価減			-		8,986
固定資産除却損			-		19,828
ゴルフ会員権評価減			5,600		-
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額			6,160		-
特別損失計			26,041		34,334
税引前当期純利益			17,506,407		12,709,381
法人税、住民税 及び事業税			6,974,097		5,101,265
法人税等調整額			175,798		183,253
当期純利益			10,356,511		7,424,862

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第14期	第15期
	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	93,072,078	101,609,762
当期変動額		
剰余金の配当	1,818,828	30,003,619
当期純利益	10,356,511	7,424,862
当期変動額合計	8,537,683	22,578,757
当期末残高	101,609,762	79,031,005
利益剰余金合計		
当期首残高	93,072,078	101,609,762
当期変動額		
剰余金の配当	1,818,828	30,003,619
当期純利益	10,356,511	7,424,862
当期変動額合計	8,537,683	22,578,757
当期末残高	101,609,762	79,031,005
自己株式		
当期首残高	23,003	45,329
当期変動額		
自己株式の取得	22,326	2,932
当期変動額合計	22,326	2,932
当期末残高	45,329	48,261

	第14期	第15期
	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
株主資本合計		
当期首残高	96,399,075	104,914,433
当期変動額		
剰余金の配当	1,818,828	30,003,619
当期純利益	10,356,511	7,424,862
自己株式の取得	22,326	2,932
当期変動額合計	8,515,357	22,581,689
当期末残高	104,914,433	82,332,743
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	507,233	226,349
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	280,883	35,642
当期変動額合計	280,883	35,642
当期末残高	226,349	261,991
評価・換算差額等合計		
当期首残高	507,233	226,349
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	280,883	35,642
当期変動額合計	280,883	35,642
当期末残高	226,349	261,991
純資産合計		
当期首残高	96,906,308	105,140,782
当期変動額		
剰余金の配当	1,818,828	30,003,619
当期純利益	10,356,511	7,424,862
自己株式の取得	22,326	2,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	280,883	35,642
当期変動額合計	8,234,473	22,546,047
当期末残高	105,140,782	82,594,735

[重要な会計方針]

第15期
自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

第15期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[追加情報]

第15期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

第14期 （平成23年3月31日現在）	第15期 （平成24年3月31日現在）
1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 519,490千円	建物 524,237千円
器具備品 547,771千円	器具備品 541,609千円
リース資産 5,791千円	リース資産 3,471千円

（損益計算書関係）

第14期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	第15期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
	1.当社が運用等を行う投資信託の受益権を解約したことによるものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

・第14期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2.自己株式の種類及び株式数

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	6	3	-	9

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3.配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通 株式	1,818百万円	140,000円	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	30,003百万円	2,310,000円	平成23年3月31日	平成23年6月28日

・第15期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	9	0	-	10

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通 株式	30,003百万円	2,310,000円	平成23年3月31日	平成23年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,883百万円	145,000円	平成24年3月31日	平成24年6月28日

(リース取引関係)

第14期 (平成23年3月31日現在)	第15期 (平成24年3月31日現在)
借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 570,834千円	1年内 546,428千円
1年超 1,479,989千円	1年超 933,561千円
合計 2,050,823千円	合計 1,479,989千円

（金融商品関係）

第14期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,239,696	7,239,696	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	21,779,521	21,870,039	90,517
その他有価証券	76,317,849	76,317,849	-
(3) 未収委託者報酬	2,510,077	2,510,077	-
資産計	107,847,144	107,937,662	90,517
(1) 未払手数料	1,041,886	1,041,886	-
(2) 未払法人税等	3,306,998	3,306,998	-
負債計	4,348,885	4,348,885	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

第14期
自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	130,830

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	7,239,696	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1) 国債	-	-	-
(2) 社債	8,500,000	3,200,000	-
(3) その他	6,156,000	3,900,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	9,500,000	15,100,000	10,700,000
(2) 社債	4,418,000	14,609,200	2,400,000
(3) その他	1,772,000	3,002,000	6,050,000
未収委託者報酬	2,510,077	-	-
合計	40,095,773	39,811,200	19,150,000

第15期
 自 平成23年 4月 1日
 至 平成24年 3月31日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年 3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	645,924	645,924	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	7,103,544	7,111,072	7,527
その他有価証券	74,240,027	74,240,027	-
(3) 未収委託者報酬	1,711,607	1,711,607	-
資産計	83,701,103	83,708,631	7,527
(1) 未払手数料	678,718	678,718	-
(2) 未払法人税等	2,247,333	2,247,333	-
負債計	2,926,052	2,926,052	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

第15期
自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	645,924	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1) 国債	-	-	-
(2) 社債	3,200,000	-	-
(3) その他	3,900,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	1,500,000	27,700,000	10,200,000
(2) 社債	8,909,200	8,100,000	-
(3) その他	2,202,000	6,850,000	-
未収委託者報酬	1,711,607	-	-
合計	22,068,731	42,650,000	10,200,000

(有価証券関係)

. 第14期（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券 (単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	9,014,498	9,061,107	46,608
	その他	10,063,217	10,126,664	63,447
	小計	19,077,715	19,187,771	110,055
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	2,701,805	2,682,268	19,537
	その他	-	-	-
	小計	2,701,805	2,682,268	19,537
合計		21,779,521	21,870,039	90,517

2. その他有価証券 (単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	42,349	17,443	24,906
	(2) 債券			
	国債	18,535,440	18,505,375	30,064
	社債	17,604,671	17,490,777	113,893
	その他	9,493,337	9,457,852	35,484
	(3) その他	3,990,588	3,760,936	229,651
	小計	49,666,386	49,232,386	434,000
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	13,127	22,084	8,957
	(2) 債券			
	国債	17,096,521	17,123,188	26,667
	社債	4,142,440	4,166,134	23,694
	その他	1,614,711	1,615,347	635
	(3) その他	3,784,662	3,895,434	110,771
	小計	26,651,462	26,822,188	170,726
合計		76,317,849	76,054,575	263,274

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	11,622	625	14,281
(2) 債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	11,622	625	14,281

．第15期（平成24年3月31日）

1．満期保有目的の債券（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	1,802,119	1,807,716	5,596
	その他	3,901,258	3,915,472	14,213
	小計	5,703,378	5,723,188	19,809
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	1,400,165	1,387,884	12,281
	その他	-	-	-
	小計	1,400,165	1,387,884	12,281
合計		7,103,544	7,111,072	7,527

2．その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	45,973	20,927	25,045
	(2) 債券			
	国債	32,119,229	32,032,316	86,912
	社債	15,707,088	15,621,406	85,682
	その他	9,281,508	9,216,014	65,494
	(3) その他	3,231,406	2,988,482	242,924
	小計	60,385,207	59,879,147	506,060
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	9,614	9,614	-
	(2) 債券			
	国債	7,742,191	7,743,808	1,617
	社債	1,482,321	1,509,884	27,563
	その他	-	-	-
	(3) その他	4,620,694	4,767,842	147,148
	小計	13,854,820	14,031,149	176,329
合計		74,240,027	73,910,296	329,730

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について8,986千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債	17,147,914	11,814	5,519
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2,629,438	13	95,889
合計	19,777,352	11,827	101,408

(デリバティブ取引関係)

第14期 (平成23年3月31日現在)	第15期 (平成24年3月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第14期 （平成23年3月31日現在）	第15期 （平成24年3月31日現在）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（千円）	繰延税金資産（千円）
投資有価証券評価減 294,734	投資有価証券評価減 261,929
ゴルフ会員権評価減 68,163	ゴルフ会員権評価減 59,835
賞与引当金 190,629	賞与引当金 139,026
退職給付引当金 254,572	退職給付引当金 187,822
役員退職慰労引当金 76,336	役員退職慰労引当金 92,058
時効後支払損引当金 16,898	時効後支払損引当金 6,093
事業税及び事業所税 249,057	事業税及び事業所税 160,347
減損損失 351,074	減損損失 306,912
その他 70,419	その他 85,655
繰延税金資産小計 1,571,885	繰延税金資産小計 1,299,681
評価性引当額 742,716	評価性引当額 653,911
繰延税金資産合計 829,168	繰延税金資産合計 645,769
繰延税金負債（千円）	繰延税金負債（千円）
未収配当金 368	未収配当金 223
その他有価証券評価差額金 36,925	その他有価証券評価差額金 67,739
繰延税金負債合計 37,293	繰延税金負債合計 67,962
差引：繰延税金資産の純額 791,875	差引：繰延税金資産の純額 577,807
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

第14期 (平成23年3月31日現在)	第15期 (平成24年3月31日現在)
	<p data-bbox="823 230 1465 300">3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p data-bbox="834 356 1465 853">経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。</p> <p data-bbox="834 869 1465 1066">その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が56,964千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が66,391千円、その他有価証券評価差額金額が9,427千円、それぞれ増加しております。</p>

（退職給付関係）

第14期

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,968,146千円
(2) 年金資産	1,153,361
(3) 未認識数理計算上の差異	187,757
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	627,026

3．退職給付費用に関する事項（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(1) 勤務費用	164,361千円
(2) 利息費用	33,939
(3) 期待運用収益	17,115
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	17,274
(6) その他（注）	32,017
(7) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	230,478

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

第15期

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項（平成24年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	2,112,696千円
(2) 年金資産	1,396,989
(3) 未認識数理計算上の差異	188,709
(4) 前払年金費用	59,159
<hr/>	
(5) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4)	586,157

3．退職給付費用に関する事項（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

(1) 勤務費用	163,634千円
(2) 利息費用	35,426
(3) 期待運用収益	20,760
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	22,825
(6) その他（注）	33,503
<hr/>	
(7) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	234,629

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

(セグメント情報等)

第14期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第15期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

・ 第14期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

・ 第15期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都 千代田区	405 億円	金融 商品 取引	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,217,788 千円	未払 手数料	162,450 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成24年3月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>（平成24年3月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成24年3月末現在	事業の内容
株式会社SBI証券 1 新潟証券株式会社 2 楽天証券株式会社 1 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	47,937 600 7,495 40,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

1 マネー・プール・ファンド の取扱いはありません。

2 ブラジル・リアルコース、中国元コース、インドネシア・ルピアコースの取扱いはありません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

株式会社三菱東京UFJ銀行は、委託会社の株式899株（6.91%）を保有しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成24年6月7日	臨時報告書
平成24年6月12日	有価証券届出書 有価証券報告書
平成24年9月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年11月6日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の平成24年3月16日から平成24年9月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月6日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界投資適格債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の平成24年3月16日から平成24年9月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界投資適格債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月6日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界投資適格債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の平成24年3月16日から平成24年9月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界投資適格債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月6日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界投資適格債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の平成24年3月16日から平成24年9月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界投資適格債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月6日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界投資適格債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の平成24年3月16日から平成24年9月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界投資適格債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月6日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界投資適格債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の平成24年3月16日から平成24年9月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界投資適格債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年11月6日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界投資適格債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）の平成24年3月16日から平成24年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界投資適格債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）の平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。